

平成 23 年第 4 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 23 年 12 月 14 日（水曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 23 年 12 月 14 日（水曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 224 号 大仙市税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 3 議案第 225 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 4 議案第 226 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 5 議案第 227 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 6 議案第 228 号 大仙市保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 7 議案第 229 号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 8 議案第 230 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 9 議案第 231 号 大仙市介護老人保健施設設置条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 10 議案第 232 号 大仙市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 1 1	議案第 2 3 3 号	大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
第 1 2	議案第 2 3 4 号	大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
第 1 3	議案第 2 3 5 号	大仙市立協和公民館淀川分館の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
第 1 4	議案第 2 3 6 号	大仙市協和淀川農林漁業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
第 1 5	議案第 2 3 7 号	大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
第 1 6	議案第 2 3 8 号	鞠子苑の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
第 1 7	議案第 2 3 9 号	土川保育園の指定管理者の指定について（質疑・委員会付託）
第 1 8	議案第 2 4 0 号	平成 2 3 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 1 号）（質疑・委員会付託）
第 1 9	議案第 2 4 1 号	平成 2 3 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）（質疑・委員会付託）
第 2 0	議案第 2 4 2 号	平成 2 3 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）（質疑・委員会付託）
第 2 1	議案第 2 4 3 号	平成 2 3 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（質疑・委員会付託）
第 2 2	陳情第 3 4 号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関することについて（委員会付託）
第 2 3	陳情第 3 5 号	学校給食に地場産野菜活用の一層の向上を求めることについて（委員会付託）
第 2 4	陳情第 3 6 号	「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求めることについて（委員会付託）
第 2 5	陳情第 3 7 号	原子力発電所の廃止・再生可能エネルギーによる発電の推進を国に求めることについて（委員会付託）

- 第 2 6 陳情第 3 8 号 「介護職員待遇改善交付金の継続」の意見書採択を求めることについて (委員会付託)
- 第 2 7 陳情第 3 9 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求めることについて (委員会付託)
- 第 2 8 陳情第 4 0 号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求めることについて (委員会付託)
- 第 2 9 陳情第 4 1 号 穂田原集落を周回する側溝改良に関することについて (委員会付託)
- 第 3 0 陳情第 4 2 号 年金受給資格期間を 1 0 年に短縮することを求めることについて (委員会付託)
- 第 3 1 陳情第 4 3 号 無年金・低年金者への基礎年金国庫負担分 3 万 3 千円の支給を求めることについて (委員会付託)

出席議員 (2 9 人)

1 番 藤 田 君 雄	2 番 佐 藤 文 子	3 番 後 藤 健
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 茂 木 隆	8 番 小 山 緑 郎	9 番 小 松 栄 治
1 0 番 富 岡 喜 芳	1 1 番 佐 藤 清 吉	1 2 番 石 塚 柏
1 3 番 金 谷 道 男	1 4 番 大 野 忠 夫	1 5 番 渡 邊 秀 俊
1 6 番 高 橋 敏 英	1 7 番 児 玉 裕 一	1 8 番 佐 藤 芳 雄
1 9 番 大 山 利 吉	2 0 番 北 村 稔	2 1 番 高 橋 幸 晴
2 2 番 本 間 輝 男	2 3 番 橋 本 五 郎	2 4 番
2 5 番 橋 村 誠	2 6 番 佐 藤 孝 次	2 7 番 武 田 隆
2 8 番 千 葉 健	2 9 番 竹 原 弘 治	3 0 番 鎌 田 正

欠席議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長 栗 林 次 美	副 市 長 久 米 正 雄
副 市 長 山王丸 愛 子	教 育 長 三 浦 憲 一

代表監査委員	福原堅悦	総務部長	老松博行
企画部長	小松辰巳	市民部長	元吉峯夫
健康福祉部長	佐々木昭	農林商工部長	高橋豊幸
建設部長	田口隆志	上下水道部長	高野永夫
病院事務長	伊藤和保	教育指導部長	青谷晃吉
生涯学習部長	武田茂	総務部次長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局	長	佐々木誠治	参	事	竹内徳幸
主	幹	伊藤雅裕	主	査	佐藤和人
主	任	中川智晴			

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

遅刻の連絡があったのは、28番千葉健君であります。

○議長（鎌田 正君） 議事に先立ち、本職よりご報告いたします。

大仙市議会基本条例第22条第3項の規定に基づく「議会改革推進会議委員」を議会改革推進会議設置規定第3条により、別紙お手元に配付のとおり指名いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（鎌田 正君） それでは、議事に入ります。

本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（鎌田 正君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に4番佐藤隆盛君。はい、4番。

はじめに1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 おはようございます。市民クラブの佐藤隆盛でございます。

通告に従いまして、3点を柱に質問いたします。

まず、災害廃棄物の受け入れについての質問であります。

昨日、だいせんの会の橋村議員、そしてまた大地の会の石塚議員から質問ありまして、また、答弁をお聞きしております。今日この質問をどうしようかとまいっておりますが、しかしながら、今、国・県それぞれ各自治体で最も重要な課題でありますし、大仙市民にとっても関心事であると、そういうことから市民クラブの一員として、確認及び意見を必要があるのではないかと思います、改めて質問することにいたしました。

それでは、私なりに質問をいたします。

市長は市政報告の冒頭に、東日本大震災被災地被災者支援の現状についてを語られました。同じ東北の連帯を考えると、被災者の受け入れや救援物資の輸送、災害ボランティア拠点を設置し、積極的に人員派遣を展開するなど市の姿勢は当然と言えば当然ですが、それなりの評価ができるものと信じております。

また、現在に至っては、いろいろな招待事業やPTA、学校交流など、民間の支援など嬉しい活動もあり、息の長い支援活動という認識にも納得いくものであります。

さて、その市長報告は、被災地支援の問題の締めくくりを、現在喫緊の課題となっている災害廃棄物の広域処理につきましては、同じ東北に住む仲間として、これまでに行ってきた被災地、被災者支援を踏まえ、会期中に本市としての対応を述べると、このように言っております。このことは昨日お話してありましたが、市長は住民の声を聞きながら前向きに進めたいと答弁したように私は感じたところであります。

このことは、被災地の復興を妨げる最大の問題とも言われており、市長も言われているとおり、同じ東北に住む仲間として、これまでに行ってきた支援を助長して救いの手を差し伸べ、行動したいという心境は、いささかも市民感覚にズレはないものと思うのであります。

しかし、先に政府が行った各自治体への支援要請には、前向きな回答が大半であったと報じられたのかかわらず、僅か電力の供給先である東京都以外、山形も一部でありますけれども、差し障りあるかもしれませんが、新聞・テレビで見る限り、尻込み状態にあると思います。それは取りも直さず後世に汚染物の取り込みから発生する禍根を残したくないという一念にほかならないと思います。

佐竹秋田県知事は、運搬されてくる災害廃棄物を行程により二重、三重もチェックをしてといふうなことに言及したようであります。そして12月の9日には、岩手県と協

議をし、安全確認と判断したと。また、12月の12日には、市町村に協力要請などと報道されておるのであります。

また、これにより作家の内館牧子さんが指摘するように、秋田県、また、大仙市も一気呵成に受け入れることになるのかを、まず市長に質問したいと思います。

そこで私が心配するのは、その検査の信憑性についてであります。もちろん信頼性、信用できる度合いであります。例えば福島の水については、1回目の検査を踏まえて佐藤知事が安全宣言をした後、何箇所かの汚染水が発見され、出荷停止地域が出ておるという事実があるのであります。今も続いているように思います。引き受ける場合の将来にわたる安全性への担保について市長の見解を求めます。

次に、もし引き受けを実施する場合を想定しての質問で大変恐縮であります。一部新聞などでは費用は全額国庫負担と報じられたと思いますが、いささかも市の持ち出しが発生しないのかお知らせ願います。

また、焼却施設の許容限度と市民のごみなど、通常処理と合わないのか、また、他を含めた施設の耐用年数が短縮され、市の長期計画に影響を及ぼさないのかお知らせください。

最後になりますが、東北人や東北の連帯を前提に進めることに、私もいささかも疑義を挟むものではないことは前にも述べたわけですが、前例のない決断を迫られているわけありますので、小坂町の例など参考に、東北全体が汚染されるというイメージ回避に、後で気がかりのないように、後顧の憂いともありますように、対応をお願いし、質問を終わります。

○議長（鎌田 正君） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

質問は、災害廃棄物の受け入れについてであります。

先に橋村誠議員、石塚柏議員の質問に答弁しておりますが、はじめに、災害廃棄物の検査及び安全性につきましては、国のガイドライン及び東京都の放射能管理マニュアルが示されており、先行事業として実施した東京都においては、詳細な計画を定め、専門機関が検査を実施しております。当市におきましても県と十分協議を行い、安全性が確認できる体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、災害廃棄物処理の費用につきましては、被災自治体に対して国の「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費補助金」及び被災地自治体負担分に係る「災害対策

債」の元利償還金が100%交付税措置されることにより、ほぼ100%国庫負担となると確認しております。

次に、通常のごみ処理への影響につきましては、現在の焼却施設の運用に支障がない範囲内で受け入れることとしており、焼却施設の耐用年数については問題はないと考えております。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 まず今朝、新聞を見ましての件で一言ちょっとこう申し述べたいことがございますが、今日の魁新聞に「震災がれき受け入れ進めたい」と大きく記載され、そして「大仙市の栗林市長、住民の理解を前提に」と、また、それより小さくこのように報道されておりました、1面に。このことについて一言何かありましたら感想をお願いします。

○議長（鎌田 正君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 昨日、議会で市が考えていることを、現在考えていることを議員の皆様の質問に対して答えた形になっております。魁だけではなくて読売、毎日、朝日、それぞれ出ております。基本的には、昨日の議論の内容がほぼ正確に反映されていると思っておりますが、ただ、それぞれの新聞によって若干ニュアンスというか取り方、読者のとらえ方が違う面も当然あるのではないかというふうに思っております。ただ、全体からしますと我々が昨日議論した内容が、ほぼ正確に紙面に反映されているというふうに思っております。

○議長（鎌田 正君） 再々質問ありませんか。はい、佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 まず、私この質問、市長に質問したことは、事項については当然前もって考えており、対応についても十分検討されていることだと思います。

ただ、私申し上げたいのは、被災者や被災地に対して、誰でもそういう何とかしようという気持ちは持っておるでしょうが、特に立場の弱い人たちに対しての市長は、昨日の答弁で声を詰まらせるようなことでもおわかりのように、黙っていられない性分の持ち主だと私は市長にこう思っております。そういうことで、何よりも、どこの自治体よりも早く行動し、そして応援ハウスなどを立ち上げておるのであります。それ故に、私は市長に今回のがれき処理に関しては、放射能汚染対応などについては、私の取り越し苦労と言われるかもしれませんが、いろいろな角度からしてみれば、まだまだ問題が出てくる可能性があるのではと心配しておるのであります。先程述べたように、佐竹知事の表

明に内館牧子さんの一気呵成発言に同調され、前向きにどんどん進めていくのではと心配しているところであります。大仙市内でいくら安全数値とか基準値以内とかであっても、放射能ということが出れば、風評被害で取り返しのつかないことになるのではと、そう思うのでありまして、他の自治体の対応や動向も注視し、慎重に決断すべき、そしてそのような決断していただきたいと、このように市長にお願いするものであります。何かありましたらお言葉お願いいたします。

○議長（鎌田 正君） 再々質問に対する答弁をお願いします。

○市長（栗林次美君） 議員が懸念されるそうしたことについても、十分考え、決断したいというふうに思っております。

○議長（鎌田 正君） 次に、2番目の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 次に、大仙市スポーツ振興計画についてを質問いたします。

まず、県では平成21年に「スポーツ立県あきた」を宣言し、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上など、スポーツ振興を県民運動として展開するとともに、スポーツ王国に向けた取り組みを強化することとしております。

この「スポーツ立県あきた」の趣旨を具現化するため、平成22年度から4年計画で生涯スポーツ振興、競技スポーツの振興、子供のスポーツ活動の充実、スポーツ環境の充実及びスポーツ振興による地域の活性化の五つの柱を掲げ、それぞれ目標と施策などを示し、そして県では県民をはじめ市町村、学校、関係機関・団体、企業、メディアなどに、それぞれの立場で主体的な取り組みを強く願いを進めておるのであります。

「スポーツ立県あきた」の宣言の決意文の中で始めに出てくるのが「小さい頃から様々な運動、スポーツに慣れ親しむ活動を充実させ心身共に健やかで元気な子どもが育つ秋田をつくりだす」であります。まさにスポーツ少年団の基本精神であり、スポーツ活動の充実がスポーツ立県あきたの実現に不可欠であることを強調していると思います。

さて、スポーツ活動については、説明するまでもなく各種スポーツにおいて活発に活動しているところではありますが、現状は指導者や一部父兄によるボランティア活動によるところがほとんどであり、経済面や責任の関係など負担を抱えながら運営になっていると思います。かつてのように学校が直接関わっていないことも要因と思われますが、先生方には自発的に指導していただいているものの、限界もあると思います。このよう

に「スポーツ立県あきた」について、まず市長はどのように認識しておるのかご所見をお聞かせ願いたいと思います。

それに伴い、当市でも大仙市教育要覧の社会体育項目で、20年までは「社会体育レクリエーション活動振興計画」という項目でありましたが、21年度からは「大仙市スポーツ振興計画」と変更し、その実現に向け、第一に「子どもスポーツの充実」、そして「生涯スポーツの推進」、「競技スポーツの振興」、「スポーツ環境の整備」の順に四つを基本目標として具体的に施策を推進し進めるとあります。

そこで質問いたしますが、基本項目の「子どもスポーツの充実」の中の子供の自主的スポーツ活動の推進、スポーツ少年団などへの支援、指導者の育成・確保など三つを掲げておりますが、それぞれ推進、支援、確保について、この3カ年でどのように取り組みを行ってきたのかを具体的にお知らせ願います。

また、今後の取り組みについてもお知らせ願います。

以上であります。

○議長（鎌田 正君） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 質問の「子どもスポーツの充実」についてお答え申し上げます。

秋田県では、スポーツを通じた秋田の元気づくりと地域の活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり、競技力の向上など、スポーツ振興を県民運動として展開し、スポーツ王国復活に向けた取り組みを強化するため、平成21年9月2日に「スポーツ立県あきた」を宣言しております。

その推進プランとして五つの基本目標を定め、その目標の一つにスポーツを活用したまちづくりや賑わいの創出を図るために「スポーツによる地域の活性化」を掲げております。

この目標達成のためにプロスポーツ、クラブスポーツの支援、スポーツイベント、スポーツ合宿の誘致を推進することにより、秋田県の情報発信を図ることとしており、人口減少や高齢化が進展している秋田県の現状において、大変有効な施策の一つと受け止めております。

その他四つの基本目標は、子どもスポーツの充実、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興、スポーツ環境の整備で、大仙市で平成21年度から25年度までの5年間の計画として、「一生 スポーツ 一生 健康」のキャッチフレーズのもと、県より1年

先行して策定した「大仙市スポーツ振興計画」の基本目標と同様であります。

今後は、国や秋田県、大仙市スポーツ振興計画を踏まえ、本市の特徴である首都圏からの交通の利便性、施設の立地条件を活かし、これまで以上に大学のスポーツ合宿や大きな大会等の誘致を図り、地域の活性化や交流人口の増大はもちろんのこと、それによってもたらされる経済波及効果などにつなげてまいりたいと考えております。

次に、大仙市スポーツ振興計画の四つの基本目標の中で「子どもスポーツの充実」についてお答えいたします。

これは、子供がスポーツを楽しむことにより、生涯にわたり継続的にスポーツに親しめる習慣を身に付け、思いやりの心や規範意識を育てることを基本目標としたものであります。

子供の自主的スポーツ活動の推進につきましては、具体的な取り組みとして、スポーツ少年団や地域スポーツクラブでの活動を奨励することが主体となります。特にスポーツ少年団の加入促進策につきましては、毎年３月に大仙市スポーツ少年団情報誌「ダッシュ」を発行し、市内約１００団が取り組んでいる種目、対象、活動日、活動場所等について、市内小・中学生全員に配布して紹介しております。

また、子供たちのスポーツ活動が制限される冬季においては、市内スキー場で利用できる無料リフトシーズン券の配布などにより、一年を通じてスポーツを身近なものとして取り組めるよう推進しております。

次に、スポーツ少年団への支援についてであります。現在、市内では約２，１８０名の団員が登録されております。大仙市では経済的支援として、スポーツ少年団一人につき約２千円、総額で４２２万５千円を運営費として補助しております。

また、このほか全県、東北、全国大会に出場するときは、指導者や選手の負担を軽減するため、大会派遣費として平成２２年度は５５６万３千円を宿泊費や交通費として補助しております。さらに、小・中学生が市内スポーツ施設を利用する際は、使用料を全額免除としており、こうした経済面での支援につきましては、今後も継続してまいります。

次に、指導者の育成確保についての具体的な取り組み状況についてですが、現在、大仙市スポーツ少年団には約９００名の登録指導者がおります。この中で日本スポーツ少年団が定めた二日間の認定資格研修を経て資格を取得されている方の割合は９４．５％に達しており、関心の高さがうかがわれます。この中には、本年度新たに資格取得した

保護者も１３０名ほど含まれておりますが、残念ながら自分の子供の卒業と同時に指導から離れていく指導者も多数おります。

こうした指導者離れの対策として、経済的な面での負担を軽減する観点から、県外や県内の各種研修への参加に対して、宿泊や交通費を全額負担しております。また、先日はフィギュアスケートの小塚、浅田、村上選手、ハンマー投げの室伏選手、野球のイチロー選手の指導やアドバイスにかかわっている中京大学の湯浅教授を講師にお迎えし、３５０名を超える皆さんから参加していただき、指導者としての喜びや達成感を再認識していただく指導者研修も実施したところであります。

また、長年指導者として携わってきた方々への功労に対して、市や県、日本スポーツ少年団の表彰で報いることで、指導者の育成と同時に新たな指導者の人材確保につなげていくこととしております。

指導者の育成・確保については、今後とも様々な形で努力をしてまいりたいと考えております。

【２８番 千葉健議員入場 １０時２３分】

○議長（鎌田 正君） 再質問はありますか。はい、佐藤隆盛君。

○４番（佐藤隆盛君）【登壇】 総体的に答弁いただきまして、非常によくなってといえますか、よい方向にあるというふうに感じたわけではありますが、そこで一つお尋ねしたいと思いますが、今、スポーツ少年団の加入の件でありますけれども、小学生の高学年、例えば４年・５年・６年ですが、どのぐらいの割合で、これおおよそでいいんですけれども、スポーツ少年団、スポーツに対して入会というか、何の部でもいいんですけれども、どのぐらいの数値を示しておるのかなと、何割ぐらいスポーツ少年団に加入しておるのかということをできればお願いしたいと思います。約でいいですけども。

それから、スポーツ少年団に加入できない理由の一つには、このスポーツ少年団というのは、常に親と子一体、野球であれば放課後できますけれども、あとは指導者の関係でどうしても仕事終わった人方が指導しておる関係で、５時頃送り８時頃迎えると。それに送り迎えできない人が、やっぱり、入りたいくても入れない人もおるのではないかなと、推測と言いますけども、そういう人もおりますけれども、その点についてどのように今後といいますか、入りたいけれどもこういう事情ということに対して、どのように進めていこうとしているのかなということをまずお願いしたいと思います。

それから、支援でございますけれども、いろいろ数字、２，１８０に対して４２２万、

それと合わせて550万と数字言われましたけれども、それでは年々、過去3年間で最初からどんどんこうその何ていいますか、支援金が増えてきておるのか、それともここ3年で同じなのか、そして今後この数字に対して、もう5年計画でありますから、もう2年間増やしていく要綱なのか、これも財政も含む関係で、そこら辺をもう一度できればお願いしたいものだというふうに思います。

それから、スポーツ指導者育成の関係で、実際、事故起きた場合ですけれども、もちろん教育関係であれば学校の方で、教育委員会でやりますけれども、スポーツ指導員が仕事をしながら指導、これ登録しておいて保険などあるかと思いますが、大きな事故起きた場合には、教育委員会が責任を負うのか、体協といいますか、スポ少の方の、どこで最終責任を取りまとめて行うものか、私そこら辺ちょっとわかりませんので、いろいろ事故なんかなければよいわけですが、大もとはどこなのかということもお知らせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鎌田 正君） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員、再質問の項目ですが、高学年の加入割合、加入できない人の理由、そういう人たちの割合みたいなもの、それから、事故が起きた場合の責任、これはスポーツ振興全体ということで私がトータルで、これあの答弁させていただきましたけれども、具体的な件については私掌握できてませんので、これは教育委員会の方で今わかれば答弁させますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

先程答弁で、もう少し付け加えておきたかったんですが、これあんまり自慢話みたいになるので差し控えましたけれども、あえて申し上げておきたいと思います。いろいろ考え方あると思いますけれども、大仙市としては、十分とは言えませんが団体への運営費の補助、それから各種派遣の補助金、その他合計しますと秋田県では突出した形でいろんな対応をしているつもりであります。ただ、指導者の皆さんの、私は本来このスポーツ少年団はボランティアだと思いますので、ですけれども指導者の皆さんは、ほとんど仕事をお持ちの方、いろんな休みを工夫したり、その会社の後、頑張っているという面について派遣費であるとか、あるいは様々な講習会の参加の、様々なことを我々やっておりますけれども、決して十分とは思っておりません。ただ、全体の財源等もございますし、スポーツ少年団そのものがボランティアであるということを超えない範囲で様々なやっぱり応援というものをやっぱり考えていかなきゃ

ならないと思っています。

教育委員会、答弁できる部分だけで、できなければ後程お答えするということにさせていただきますので。

○議長（鎌田 正君） 武田生涯学習部長。

○生涯学習部長（武田 茂君） それでは、再質問にお答えいたします。

スポ少の小学生の割合ですけれども、1年生から3年生まで男女合わせまして540名、それから4年生から6年生までが1,484名、これは平成22年度の数値でございまして、それで合計しまして2,024名なんですけれども、小学生につきましては。22年度の小学生の在学数が大体4,000名でございますので、約5割の方がスポ少に加入しているということになります。

それから、スポ少のその親の送り迎えの件でございますけれども、あくまでもこのスポ少につきましては保護者の方の責任において送迎していただくと。途中の事故などもございますので、そういうことで対応していただいているところでございます。

それから、保険の関係なんですけれども、これにつきまして必ずスポーツ安全保険というスポ少の保険に指導者と団員が加入しておりますので、そちらの方で対応していただくということになりますので、市の責任ということは発生しないものと考えております。

それから、支援金の継続につきましては、大変微妙な問題ですけれども、先程市長からの答弁もありましたように、できるだけ現在の額を維持していきたいというのが私どもの考えでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鎌田 正君） 再々質問ありませんか。はい、佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 正直なところと言えど何ですけれども、私もある学校に4年生から5年生までどのぐらいの方が入っているもんだかというときには、7割、8割、スポーツばかりじゃなく、学校ばかりじゃなく、他の方へ行って運動している方もおりますし、8割強であったところもありました。それは今の答弁で差し支えないですけども、私この質問しましたのは、やっぱりスポ少のいろいろな方から、いろいろあります。ただ、スポーツ関係で市にいろいろな教育委員会といいますか個々にですけれども、要望とか、それから要請、いろいろな問題、時には苦情などもあると思いますが、その時の対応に、とにかく前向きに何とか答弁していただきたい、ある一面、苦情など、それ

から問題等を聞くことがございます。しかしながら、私自身全部市の方にいちいち、いちいちたら大変不調法ですけれども、それなりに判断してお願いに行くときもありますし、直接指導者から、またいろいろな父兄からそういうこともありましたら、その節は懇切丁寧に説明して前向きにさせていただきたいと、こういうお願いを込めて質問したところでございます。

終わります。

○議長（鎌田 正君） 次に3番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 次に、一般質問答弁の報告についてを質問いたします。

まず、一般質問とは次のように述べております。「議員は、当該市町村の一般事務について市町村長の所信を質し、行政執行を監視するために、又、自己の所信を述べて建設的な批判を加えることは、議員の固有の権限である。したがって、法律に定めるまでもなく、議員は住民の代表者として行政一般について質問することは当然の権利であって、地方自治法では何ら規定はなく、会議規則でその手続きを定めているにとどまっている」というふうにあります。そういうことから、定例会において市長に対し、私ども議員は個人の意思、考え方をもって公式の議場で質問しているのであります。

また、当市では執行者に十分な検討、調査の時間的余裕を与えようと、また、責任ある明解な答弁を求めるため、事前通告制で行っている所以であります。

前回も私申し述べましたが、一般質問の方には大きく分けまして3種類の方に区分されるのであります。一つ目の方として、一般的に住民の要望・声を反映しようとするもので、何々の道路の改修を早期に促進してもらいたいとか、何々を早く着手してもらいたいなどの「要請型一般質問」、二つ目の方として、議員個々の意見を加えながら現在執行中の事務事業について、何々の道路の改良状況はどうか、例えば我が大仙市で言えば都市計画事業の推進状況はどうかなどと、その管理、予算執行を問う「事情聴取型一般質問」、そして三つ目の方として、何々について改善する考えはないのか、また、何々についてはこのような対策を講ずるべきであると考えがどうかというような、自己の所信を述べ、長の、市長の反省を求めるなどの「政策提案型一般質問」になるのであります。それに伴い、それぞれの方の一般質問を行っており、それぞれの方の答弁をいただいております。一年間にわたって相当の件数に及んでいると思います。中には行政執行に当たって貴重な建設的な提言も少なくなく、また、地域住民からの強い要請型質問を行ったりしておりますが、「検討してまいりたい」、「前向きに検討してまい

りたい」、「今後の検討をしてまいりたい」、また、「努めてまいりたいと考えております」などの答弁をいただいておりますが、議会閉会后、それぞれの答弁に対し、その後どう対応し、また、活かしておるのか具体的にお知らせください。

また、私は検討した結果について報告していただきたいものだと、こうお願いし、前向きな答弁をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田 正君） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 質問の、一般質問に対するその後の対応について、お答え申し上げます。

各議員からの一般質問における様々な要望や提案等の指摘事項につきましては、業務を担当する所管部課等が調査・検討のほか、国や県、関係団体との協議が必要とする場合もあることから、要望等に応えられる結論に至るまで時間を要し、引き続き検討を行っていく場合は、一般質問において「検討してまいります」などと答弁をしております。

その後におきましては、各定例会ごとの指摘事項について確認・整理し、庁議等で検討内容を指示しております。それを受け、所管部課、または組織の垣根を越えて立ち上げた全庁的検討チーム等が指摘事項に対する現状把握、要望等の実現の可能性、現行制度の見直し、実施時期や手法、事業費等について改めて調査・検討を行っております。その結果、具体的な方向性や対応策がまとまった場合は、その内容について直近の市議会定例会での市政報告や補正予算に事業費を計上し、審議していただいているほか、実施時期が後年度以降になるものについては、市後期基本計画の実施計画に盛り込むなど順次対応しているところであります。

しかしながら、指摘事項によっては社会情勢や取り巻く環境、財政事情等により実現に向けた検討等に時間を要しているものもあるのが実情であります。例えば、高齢者世帯を対象とした住宅用火災警報器の設置助成の継続要望や小・中学校の子供たちを対象とした各種大会派遣費の補助金制度の拡充要望につきましては、運用基準や事業費など制度の内容について見直しを図ってきたところであります。

今後におきましては、一般質問の指摘事項で検討中のものにつきましては、それぞれ議員に対しまして中間報告をしていくとともに、検討結果が出るものについては、これまでどおり順次、定例会の市政報告や補正予算に事業費を計上し、審議をお願いしてま

いりたいと思います。

また、市民サービスに関するものにつきましては、市広報やホームページ等の掲載などにより周知の徹底を図ってまいります。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、佐藤隆盛君。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 今の答弁で、いろいろ私どもの質問に対していろいろ対処しておると、一口で言えばそういうふうにおっしゃったようですが、しかしながら、私はそういうことがもう少し具体的に見せてといいますか、知らせてほしいというふうに思うものであります。

なぜこういうことを質問しましたかといいますと、今、市長の答弁にも少し教育委員会の中で補助のところで触れましたけれども、実はこの点について私も条例の、前に質問した時に条例というか要綱を直しなさいというような質問したことが、三浦教育長に質問したことがございます。その時のいろいろな答弁で、条例は非常に難しいかもしれませんが、ただ、今こういう時代だから前向きにその、これからはとにかくスポーツ大会に補助を出すようなことも、そういう答弁もいただいておりますが、そこでですけれども、これ私どもも勉強不足かもしれませんが、やはりこのようになったようなことを一言教えていただければなという思いで今回この質問をしたところでございます。

まず、それからもう一点、今の市長の答弁でいろいろやっておるんですけれども、私はやっぱり、我々は特に要望を、市民からの要望を、事項を質問した時には、やっぱり私どもそれに対して答えを出さなきゃならないというふうに思っております。ですから、はっきり言えば今の答弁の中で、将来も進めて、検討して進めてまいりますというなら、せめて2、3年後には何とかしたいとか、それからやっぱり直ちにやっぱりできなかったのかとか、そういうものをもう少し明確化をしてもらいたいもんだなと。今の答弁であれば、全て対処したようにいろいろな角度からそういうふうに答弁いただきましたけれども、私どもはちょっとこれも勉強不足だと言えどもそれまでかもしれませんけれども、何らかの方法で、やっぱり例えば、例えばですよ、今、私ども合併して、改選して2年になります。合併後改選して2年になりますが、各会の定例議会において述べ47名で135項目にわたっております。ですから、それ全部報告どうのこうのとは申しませんが、やっぱりそれに対してどうなっているものかと。まず、先程質問の型に三つの型があると。ですから、事情聴取型というのは比較的質問への答弁がはっきりしております。

例えば「進めてまいりました」とか「進めております」とか、もうはっきりしております。あとのとこ、先程市長も申しましたけれども、はっきりしないわけでありすけれども、そこを何とかもう少し具現化をしていただき、そして何らかの形で、私もここまでするのは何ですけれども、やはりこういうことを言っちゃ大変おかしい質問なるかもしれませんが、せめてその人それぞれに質問した人に対しては、書面でもいいんですけれども報告をしてもらえればなと、このように思うのでございます。何とか、形はともかくしれませんが、一年に1回は何らかの形でそれぞれの方といいますか、はっきりと答弁、書面でもってですね報告していただければなと思ってこの質問をしたところでございます。もう一度もしありましたらお願いしたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先程来、答弁させていただきましたけれども、それぞれ議会、委員会で出された課題については、これも少なくとも本会議に出された課題、それから常任委員会でやっぱりいろいろ課題となったものにつきましては、全部それを整理しまして、庁議の場で確認をして、それぞれの部にこの問題に対して検討をし、できるかできないか、時期、そういったものも含めて検討を指示しております。あとはその検討をやっているわけありますので、その段階では課長レベルでまだこなしきれない、あるいは部長レベルでもこなしきれない、そういうものもあると思います。そういった場合は市長まで、副市長、市長まで上がってきます。そういう場合はやっぱり時間がかかるわけです。ですけれども、そういう過程、過程で一定の質問者に対して、あるいは委員会に対して説明する責任は我々はあると思っています。その辺をもう少し我々は徹底していきたいということを答弁したつもりであります。

それと、議員サイドから言いますと、いろいろ問題点を指摘して、それぞれ調査をして質問されているわけありますので、議会と執行部、いろいろ議論はしますけれども、やっぱり一体となって市政のためにやっていかなきゃならない、そういう立場にあるならば、議員の皆様も遠慮なさらず、どうなっているんだよと、どうしなきゃいけないんだよということをひとつ担当課、あるいは担当部の方でまずいろいろご指導をお願いしたいなと思います。それが執行部と議会との関係ではないかなと。いちいちその文書でまとめるということは、私はやる必要はないと思っています。

○議長（鎌田 正君） 再々質問ありませんか。

○4番（佐藤隆盛君）【登壇】 まず市長の答弁、わかりました。

ここで一つお願いというか提言でありますけども、どうか年度に部課長さん方がこう異動する場合には、いろいろな議会のそういうあり方を徹底して引き継いでいただきたいと。ですから、この前の、誠に申し訳ないですけれども、いろんな問題出るときには、この引き継ぎで、このことを何ぼやっても次に伝わっていかない、ですから何とかいろいろな問題については、きっちりと年度年度に部課長の異動するごとには、きっちりと引き継いでいていただきたいと、このようにお願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（鎌田 正君） 答弁いいですな。

○4番（佐藤隆盛君） 答弁ありません。

○議長（鎌田 正君） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前11時5分に再開いたします。

午前10時52分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（鎌田 正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、3番後藤健君。はい、3番。

はじめに1番の項目について質問を許します。

○3番（後藤 健君）【登壇】 それでは、通告に従いまして、今日は3点の項目について質問させていただきます。

まず、市町村たばこ税についてなんですけれども、昨日、大山議員から非常にこの質問を楽しみにしているというお声掛けをいただきまして、おそらくいい結果、いい答弁を待っているのではないかと思いますので、前向きな答弁をお願いしまして質問させていただきます。

近年の大仙市のたばこ税収入を見ますと、平成20年度決算で5億5,000万円、21年度決算で5億3,400万円、22年度決算では5億5,800万円と5億5,000万円前後で推移しており、さらにその制度上、システム上ですね、収入未済額がゼロ円と、大仙市にとっては大きく、かつ安定的な財源となっていることは市当局も認識が一致しているところではないのかなと思っております。

市町村たばこ税は、売り渡された小売店が所在する自治体に税金が入るもので、基本

的には、たばこが消費される自治体に市町村たばこ税として税金が納められることがその税制度の趣旨ではないかと私は解しております。

しかしながらですね、大仙市内で消費されるたばこ全てがたばこ税として大仙市に税収になっていない場合があります。数年前にも秋田県議会で取り上げられたようでございますけれども、それは本社を市外に構えるパチンコ店の景品たばこでございます。その特に大手のパチンコ店の場合、本社で一括して仕入れをし、各店舗に配送するというようなことがまずあるようでして、私もその市内パチンコ店15店舗のうちですね、市外に本社がある大手パチンコ店をまず回りまして調べたところですね、全ての店舗ではありませんでしたけれども、やはり何店舗かが本社で一括して仕入れているという現状でございました。つまり、そのパチンコ店の景品たばことしてですね大仙市内で消費されているたばこの税金が、実はですねそのパチンコ店の本社の所在地の自治体の収入になっているということになるかと思えます。その市内にある本社仕入れのパチンコ店が景品たばことして交換する箱数についてですね、これも私が回ったときに調べたんですけれども、合計で年間約38万4千箱、本数にして770万本弱というふうになりますけれども、現在の市町村たばこ税千本で4,618円の税率で計算すると、実に市税収入にしますと3,500万円分ものたばこが市外から市内に入ってきているということになります。

大仙市の財政状況についてはですね、申すまでもないことでありますけれども、少しでもこの市税収入の減少を食い止めですね、一円でも多くの自主財源の確保が望まれる大仙市においてですね、これだけ多くの税収をですね見込める景品のたばこをですね、指をくわえてといいますか、ただ黙って見過ごすのはちょっと余りにも惜しいような気がします。確かにこのパチンコ店、もしくはその事業主体となるその本社の協力なしにはできないことではあるでしょうけれども、先程述べたようにですね、少しでもその市税収入を確保するためにですね、市として何かこう手立てを講ずるべきとは思いますが、その点いかがでしょうか。決してそのたばこをですね、吸え吸えと推進する意味で言ってるのではないんですけれども、せつかくその市内で消費されるたばこがある以上ですね、この税制度の趣旨からいってもですね、是非この前向きな答弁をいただきたいなと思えます。

まず1点目、これで終わります。

○議長（鎌田 正君） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 後藤健議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、市たばこ税についてお答えいたします。

現在、本市のたばこ税の申告の状況につきましては、たばこ卸売業者３社から大仙市内の小売り業者等へ売り渡した製造たばこに対し、申告及び納付をいただいております、自主申告、自主納付制度となっております。

平成２２年度のたばこ税の決算額は、議員ご指摘のとおり５億５，８００万円となっておりますが、平成２３年度１１月末現在での歳入総額では４億２，８００万円と、前年同期と比較して４，７００万円の増額となっており、安定的かつ徴税に係るコストの少ない特性を持つ本市の貴重な財源と位置付けております。

議員ご指摘のとおり、大手パチンコ店の景品につきましては、本社一括発注による分配方式を採択している業者と大仙市内の小売り販売業者と契約し、その業者から購入している場合とがあり、本店所在地等で一括購入された際には当該パチンコ店の所在する市町村へたばこ税の申告を要しないこともあります。

大仙市に納税していただくための手立てにつきましては、当該企業の経営方針にも関係いたしますが、市たばこ税については「できるだけ消費地に近いところへ納めるように」という趣旨で定められた税制度でありますので、小売販売店への許可をもらっていただくか、もしくは大仙市内からたばこを購入していただくよう、強く働きかけてまいりたいと思います。

合併前の旧大曲市など旧町村におきましても、たばこの地元での購入について呼びかける運動を展開した経緯もありますが、その後、流通の仕組みも変わってきていることから、改めて各店舗を巡回し、その実態を把握するとともに、市外からたばこを購入している店舗につきましては、市内からの購入を強く要請してまいりたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、後藤健君。

○３番（後藤 健君）【登壇】 その市内を順次回るということで、非常に前向きな答弁をいただけたのかなとは思っておりますけれども、３，５００万、これ僕の雑駁な計算で正確ではないと思うんですけれども、３，５００万という大きな税収につながることでと思いますので、回るのは当然、働きかけるというのは当然あれなんですけれども、なぜその今、本社で仕入れているのかですとか、なぜその市内の業者から買ってはダメなのかというところをですね、もう解決するような働きかけ、もしくは施策でもってですね是非実現したいと、してほしいなというふうに思っております。そのほかのパチン

コ店なんかとその、当然市でやることなんで、ほかのパチンコ店とその不公平があってはだめだとは思いますが、仮にそういったその働きかけ等々にその経費がかかるにしてもですね、最終的に税収が大仙市にとって増えれば結果オーライなのかなというふうにも思いますのでですね、是非働きかけを超えたもう積極的な取り組みをお願いしてですね、1点目の質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 答弁はいいですか。

○3番（後藤 健君） 答弁、何かあれば。

○議長（鎌田 正君） 再質問に対する答弁願います。市長。

○市長（栗林次美君） 議員が調べていただいた各店の状況、あるいはこの数字については若干推測の余地だと思いますけれども、ほぼ議員の調査、我々は正確だというふうに捉えておりますので、こうした指摘に対して我々しっかりと、強制、あるいはそういうものはできないわけでありましてけれども、これはこの地域で仕事をしている方たち、地域の皆さんを雇用している場所でもありますので、丁寧に、そして強くお願いしてまいりたいと思っています。

○議長（鎌田 正君） 次に、2番の項目について質問を許します。はい、後藤健君。

○3番（後藤 健君）【登壇】 次に、企業対策についてということで取り上げさせていただきます。

大仙市で行われているその企業対策の一つとしてですね、大きなところで、その企業の誘致活動というものが挙げられると思います。企業誘致による雇用の確保は、労働人口の増加によるその市税収入の確保、それらの方々の地域経済に対する寄与、若者の定住、もしくは婚姻率、出生率等々、様々な点においてですね大仙市にも大きな役割を果たしてくれることは事実であることは間違いのないと思っております。

大仙市においても先程、昨日の答弁にもありましたけれども、都内の企業を中心に平成22年度で50社と申しましたか、市長はじめ担当部課長をはじめ職員の方々が大仙市と縁やつてのある企業を中心とした企業回り、また、11月でしたか我々市議会の担当委員会である企画産業常任委員会を交えた企業懇話会ということで日々企業と情報交換を図りながらですね、大仙市への工場等の誘致を目指している活動をされていることは当然私も深く認識しているところでございます。

しかしながらですね、その都市部においては景気は緩やかな回復基調にあると、あのリーマンショックなどもありましたけれども言われているもののですね、先行き不透明

な状況が続いていることから、その企業の設備投資等への意欲が低いこともまた事実ですね、またその人件費の安い海外へ生産基盤を求めるなど、なかなかその思うように企業の誘致が進まない、実現に結びついていないということが一つまたこれも事実であるように思っております。

当然その企業誘致は一朝一夕に実現することではありませんので、以前の一般質問でもあったように思いますけれども、市にあるその資源ですとか、その特色を生かした起業誘致活動をすること、粘り強く息の長い活動を続けることも、実現するためには当然必要なことだとは思いますが、せっかく先程申したように、その都内を中心とした企業回りなどですね、せっかく築いてきたその企業との信頼ですとかネットワークというものをですね、この誘致ばかりに活用するのは少しもったいないなというような気がしまして、その企業とのそのネットワークを活かしてですね、大仙市に何があるのかということをもっとこう売り込むと言いますか、そういったその活動も織り交ぜていくべきではないのかなというふうに思っております。例えばその、都内の大きいところだと社員食堂なんかもあると思いますので、その社員食堂でその大仙市の野菜、米を使ってもらおうとかですね、大曲の花火、全国的に、世界的にも有名な大曲の花火がありますし、池田氏庭園など様々なその観光資源もありますので、それらに絡めてですね社員旅行を誘致するだとかですね、その今まで構築してきたその企業とのつながりを最大限活かすような活動をですね、これからもっともってしていくべきではないのかなというふうに思っております。そしてそのことをですね、より効果的に実現していくためにですね、その担当部署の枠にとらわれずですね、いわばその対企業の総合相談窓口のような体制でもってですね、もっとこう企業が求めるもの、それから企業が求めているものをですね把握し、企業対策に活かしていくことが必要ではないのかなというふうに思いますが、その辺お考えをお聞かせ願いたいと思います。

また最後にですね、地域の産業振興と雇用の創出について市のお考えを聞きたいと思うんですが、冒頭申したようにですね企業誘致、それ一つでこう大仙市にとってですね大きな恩恵をもたらす、いわばその特効薬のような役割を果たすことは否定は当然しないんですが、この企業、誘致企業、本社の景気に大きく左右されるその不安定、不安定といいますか、そういったそのたち位置であることはですね、これも一つ事実なのかなと思っております。どんなに大きな会社でもですね、会社とその不景気の風がふっと吹いてしまえばですね、もうあのガタガタ、特にこの誘致した地方の工場

なんかはですね、もうすぐガタガタになってですね、下手をすると見切りをつけられてしまうようなその誘致企業ばかりにですね、市の雇用を託すのもちょっと危険のような気がします。先程も申しましたようにですね、なかなかその企業誘致が進まない現状もありますし、これからその何年か先で誘致企業来ますというような確約も当然ないことだと思いますのでですね、もう少しこう大仙市にあるような資源、地域にあるような資源を掘り起こしてですね、それらを磨いて、こう地域に根付いたその産業を起こすということも一つ重要なのかなというふうに思っております。それらのその産業でもってですね新たな雇用を生み出すという方向にもっとこう力を入れるべきではないのかなというふうに思っております。

また、その産業、自分で俺興すよというふうな起業する方がいるのであればですね市として最大限応援してですね、応援していくべきだと思いますけれども、その辺、その方向性ですとか施策についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 2 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 質問の、企業対策についてお答え申し上げます。

はじめに、企業に対して大仙市にあるものを売り込む活動につきましては、企業を取り巻く状況については、リーマンショックからの立ち直りを見せた矢先に東日本大震災や、これに追い打ちをかけるような急激な円高などで、今なお厳しいものと認識しております。

市といたしましては、こうした中にあっても誘致活動を継続し、移転した企業の建物や従業員を引き継いだ形での企業進出並びに空き工場を活用した新分野参入、事業規模拡大により地域雇用の維持に結びつけてまいりました。

また、誘致活動の一環として平成 20 年度から首都圏企業懇話会を開催してまいりましたが、これまでの開催において企業との意見交換を通じて市の施策、観光、物産などを幅広く P R してきております。

一方で、米や野菜など大仙市が誇る農産物の売り込みにつきましては、J A 等の出荷業者や直売等を通じて一般の消費者をターゲットとした売り込みが中心でありましたが、今後はこれまで企業誘致活動として行ってまいりました首都圏企業懇話会や各地域のふるさと会、県主催のリッチセミナーなどで培ったネットワークを十分活用し、企業要望の把握と情報収集に努め、大仙市の特産品、農産物、観光資源等の売り込みに結びつけるため、J A など商工団体、関係団体とも協議してまいりたいと思っております。

こうしたことについては、既に一部実施しているものもございますけれども、もう少し組織的な形でやってみたいと思っております。

次に、担当部署を超えた連携体制につきましては、平成20年度に企業対策室を設置し、今年度4月から組織機構の改革により、雇用部門と一体となった企業対策課として全般的な企業支援に取り組む総合窓口として位置付け、体制を整えたところであります。

これまでも企業訪問や市首都圏企業懇話会、大曲仙北雇用開発協会、市企業連絡協議会などの機会において、企業からの要望や提案、市政全般にわたる意見を伺うとともに、市からも重点施策に関する説明、ふるさと納税への協力依頼や観光、物産、イベントに関する情報提供などを行ってまいりました。

今後においても企業が求める政策や情報を的確に把握し、連携を十分図りながら取り組みしてまいりたいと考えております。

次に、地域から産業を興し、雇用を生み出す起業家への支援につきましては、製造業においては、市企業連絡協議会の事業の中で企業間の技術連携を目指した取り組みや、秋田大学との協定に基づく産学官連携など新しい手法による製品開発の研究に向けて、参加企業の得意技術について相互理解を深める活動をしております。

農林業分野では、七曲臨空港工業団地で建設中の秋田スギ大規模製材工場に新たな雇用が予定されているほか、他市の製材業者が市内において新たな製材所を建設し、新規の雇用が生まれるなど、いずれについても市として支援しているところであります。

また、生産・加工・販売・観光など総合的に行う6次産業化では、農産加工や直売に取り組んでいる農業法人において、大豆や米粉加工、農家レストラン、菜種油製造など様々な取り組みで、小規模ではありますが新たな雇用の実績や計画があり、地場製品の活用と雇用の拡大にも効果が表れております。

市といたしましては、地域に根差した地場企業の育成も重要な課題であると認識しており、雇用の創出や雇用維持の面からも中小企業者の新分野への参入や地域資源を活用した創業に対する支援について、経済・雇用・生活緊急対策第4次行動の中で検討し、起業家を応援する体制を作りたいと思っております。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、後藤健君。

○3番（後藤 健君）【登壇】 全体的に前向きな答弁をいただいたのかなとは思っておりますけれども、特にその農産物の点に関して言えばですね、大仙市にも工場を出してくれている体重計のメーカーさんありますけれども、ご存知のように社員食堂でのそのレ

シビが非常に好評ということで、社員食堂のみならず、その店舗を出していくと、これからその店舗もどんどんどんどん増やしていくという戦略を持っているようだけれども、せっかくそういったつながりのある企業がですね、そういったその取り組みといたしますかやっていることなので、一つチャンスなのかなというふうに思っております。確かに提供できる野菜の量ですとか、そういった問題もあるとは思いますがけれどもですね、当然その辺、大仙市でも、市でも把握しながらですね、どんどん積極的に売り込んで欲しいなと、そのPRという言葉、PRしていますよというあれもありましたけれども、売り込んで欲しいなというふうに思っております。ただありますよだけではなくてですね、この大仙市の野菜をこういうふうに料理すればおいしいですよとか、どんどん積極的にですねもう本当に売り込む姿勢というものが大事なのかなというふうに思っておりますので、その辺強く要望したいなと思っております。

もう一つその産業の方の話なんですけれども、これからやっぱり様々取り組みの話もありましたけれども、やっぱり地域に根差した何か産業がないと、この先厳しいのかなと。国が何でもこう手当てしてくれる時代は、もう終わりつつありますし、これからどんどんどんどんもっとそういったことは減っていくと思いますので、やっぱり地方自らがですねこのアイデアを出してですね、その行動力でもって、を発揮することです。自治体間の差がおそらくどんどんどんどん出てくる時代になってくるかと思うので、そういった意味でもですね、もう自立したその財政運営できるような体制をですね是非作っていただきたいなということも、これも要望して2点目の質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 次に、3番の項目に対する質問を許します。

○3番（後藤 健君）【登壇】 最後3番目、太田国民健康保険診療所の法人化についてということで、先月の11月24日、その太田の国保診療所の法人化及び太田国保歯科診療所の民営化について議員全員協議会の場でその内容が示されたわけではありますが、そのうち今回、国保診療所の方について取り上げたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

大事な部分になりますので、その法人化の概要について、改めてこの場で述べさせていただきたいと思いますが、まずその目的としてですね、国保診療所以外の医療機関がない太田地区に医師が定着することを大前提としていることであると思います。同時にその法人化によってその経営の自由化や多角化、また、職員の意識、委託による

事務効率の向上、経営効率の改善による経費の削減が期待しているということでございました。

次に、現在、市の所有物となっている土地と建物、それに付随するその医療機関、管理備品等々についてですけれども、これらは全て法人へ無償で貸与すると、貸し出すということ、また、その先生が住まれるその住宅、車庫等についてもですね、先生個人へ無償で貸しますよということでありました。

土地・建物等、市の所有物のままだということなのでしょうけれども、その建物・設備の大規模修繕、また、その駐車場の除雪を含む垣根や樹木、その他のその外構の施設の管理についてはですね、全て市が行いますよというような内容であったのかなというふうに思っております。

そのほかの市の関与といたしましてですね、医療法人の理事3名のうちの一人となりますよということで、実質的に法人の運営に関与するという方向であったのかなと思っております。

また、その法人設立時にですね4,000万円を法人に拠出するというところでございました。さらにその運転資金として4,000万円とは別にということになるかと思えますけれども、さらに運転資金として2,000万円を貸し付ける、これは貸し付けるということでありましたけれども、そしてまたその職員、看護職員の部分になるかと思うんですが3名程派遣すると。さらにその派遣職員とその法人職員との給与の差額をですね市で補填するというような内容も盛り込まれてあったのかなというふうに思っております。また、その高額医療機器の購入、現在閉鎖されているその入院棟の改築についてもですね、市で補助金を交付するということがですね法人化の主な内容であったのかなというふうに思っております。

当然その無医地区の解消、またそれを防ぐということはですね、当然申すまでもないことですが、地域の方々も安心かつその継続して医療が受けられるような医師の定着に努めることに関して、市の大きな責務であることに当然異論ないことだと思いますけれども、今回、法人化についての確認の意味も込めてですね何点か質問させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず1点、ちょっとこれ通告してなかったんですけれども、先程、法人化の内容について縷々だらだらと述べさせていただきましたけれども、その内容について確認したいと思います。間違いがあるのかなのかというところ一点お答えいただければと思います。

す。

そして次に、土地・建物を無償で貸与するという方向のようではけれども、今までその市から法人へ移譲してきた例えばその介護施設ですとか保育園などの例を見ますとですね、土地も建物も法人へ貸与するのではなくてですね、もう譲渡するという形をとっておりました。また、その理事としてその法人の運営に関わることもなくですね、それぞれ基本的にはその法人へもう全て運営を任せるというのが今までのその法人化の例であったのかなというふうに私認識してあったんですけれども、今回、今回に限りといいますか、まず今回、土地・建物を無償貸与しますよという、なぜこういう形になったのか、またその理事として運営に関与するという体制をとっておりますけれども、これもなぜ今回、理事として運営に関与する形をとったのかというところをまずお伺いしたいと思います。

次に、その法人の設立に際してですね4,000万円を拠出しますよということでしたけれども、今までその市から先程申したようなその法人へ移譲したような例を見てもですね、設立時にその資金を拠出したというような例がなかったように思うんですけれども、これもその今回4,000万円拠出するということになったその根拠と、その4,000万円がどこから出てくるのかというその財源についてお示しいただければなというふうに思います。

そして最後にですね、今後の見通しについてということで、まず理事としての関与についてですけれども、その理事職について法人がある限り、ずっとその理事として関与するつもりなのかどうかというところをまず一点。その理事職にあるかないかによって大きく変わることは思うんですけれども、順調な運営が続いた場合ですね、現状はその土地・建物等の無償貸与等々、市として様々な支援を講じていることでございますけれども、それらの支援についてどのようなスタンスをとるのか。またですね、反対に赤字だった場合ですね、赤字の運営となった場合ですね、市としてどのような対策を講ずるのかというところをですねお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田 正君） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 質問の、太田国民健康保険診療所の法人化についてであります。

はじめに、太田国民健康保険診療所の経営改善に関するこれまでの検討経過について

申し上げます。

その前に、議員が最初に述べられましたこの太田国民健康保険診療所の法人化に対する市の考え方を要約述べられましたけれども、まずほぼ我々が説明している内容を捉えていらっしゃるというふうに考えております。

市では合併後、診療所長の意向を踏まえて国保診療所経営改善計画を策定し、診療所の課題を整理し、経営改善策として医師の増員による診療体制の充実、訪問診療による患者の確保、診療時間の拡大などを推進することといたしました。その後、平成20年度に策定した経営改善計画において、診療所の法人化を検討することとし、法人化のメリット・デメリット、経営形態、法人形態、職員の処遇、法人化後の市の関与など、法人化後の諸問題について診療所長と協議を重ねてまいりました。

平成21年度当初、診療所は医師3名体制でありましたが、年度途中で1名退職し2名体制となり、平成22年11月30日に小西診療所長、阿部副所長から法人化検討事項の協議書が提出され、要望・確認事項として医療法人の形態、法人への拠出、土地・建物、医療用機器備品・医療品の取り扱い、法人の運転資金、医療法人の役員、職員の処遇などが提示されました。その後、診療所長と副所長が協議を行い、診療所を医療法人で運営するには医師1名が適正であるとの判断から、23年度から阿部診療所長の医師1名体制となっております。

平成23年8月19日に行った診療所長との協議の中で、不動産取得税、固定資産税が高額となり、医療法人の経営を圧迫することとなるので、法人としての体力がつくまで土地・建物、備品、医師住宅を無償貸与していただきたい。また、法人の基本財産の拠出と診療報酬が交付されるまでの運転資金の貸し付けについて申し入れがありました。

市では、検討した結果、太田国保診療所が今後とも東部地域の医療を担っていく必要があること、法人経営に移行したことによる住民の不安を払拭するとともに、法人による経営が安定するまでの間、市としてサポートしていくため、申し出のあった医療法人への拠出と運転資金の貸し付け、医療法人の理事及び監事に就任することとしたものであります。

次に、医療法人への拠出金額につきましては、これまで太田国保診療所が積み立てをしましてまいりました財政調整基金の平成23年度末基金残高に相当する4,000万円としたものであります。

次に、将来の医療法人に対する市の関与につきましては、医療法人による経営状況を

踏まえ、一定の責任を果たすため、支援内容などについて協議してまいりたいという考え方であります。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、後藤健君。

○3番（後藤 健君）【登壇】 その経営が安定するまでというような話もあったわけがありますけれども、そうすれば明確には答えられないのかもしれないですけれども、その黒字の経営が続いた場合は、いずれその理事職からも手を引きますと、その土地・建物についても譲渡しますという形を考えているのかどうかというところをまず一点お聞きしたいと思います。

次に、その4,000万円の部分なんですけれども、その財政調整基金、その診療所分の財調のところだと思うんですけれども、それを出しますと、その基本財産として要望されたということでありましたけれども、その基本財産の話も確かにあるようなんですけれどもですね、診療所分の財政調整基金として取っておいたといいますか積み立てであった基金だと思いますので、その無償貸与の形がどうなのかという議論は置いてですね、市で修繕費等々補填しますよという話をしているわけですから、その4,000万円の基金をですね修繕ですとかそういったものに寄せとくといいますか、そのために積み立てておくのがいいのかなというふうに純粹に思うんですけれども、その辺の認識をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この国保診療所の医療法人化の問題につきましては、説明が不足で申し訳ありませんが、説明したつもりだったんですけれども、最大の我々が考えていることは、東部地域、少し範囲を広げておりますけれども、太田地区、ここはきちっとした施設があるわけです。お医者さんを安定してこの地域に、どうお招きできるか、そういう視点が一番であります。したがって、経営のやり方としては国保診療所よりも医療法人の方が、そういう意味では理事長は医師になるわけですので、医師としての経営に対する様々な考え、あるいは診療に対する考えを入れることによって、そういう意味で患者さんも増える要素になるであろうし、そういう形の中で従来の公的な部分、我々は地域医療を、この部分の地域医療を担当していただきたいという強い思いですので、そういう部分では医療法人になっても公的な関わり合いはつけていくべきではないかという考え方であります。

財産の関係につきましては、法人を作る場合、一定の財産であるとか、当初の運転資

金の問題、当然あるわけであります。そういう意味で当初はこの財産を全部、できるだけその医療法人、医師の方の、やっぱり自由度を高めるということが大事だと思っていましたので、そういう概念で組みましたけれども、実際まだ始まったばかりで、はっきり言いますと収入も安定しないということになりますから、そういう面ではやっぱり無理をしてということをしてさせないということで、そういう意味では貸与という方法が一番現実的ではないかなということにさせていただいたところであります。

それと含めて、一定のその法人ですから、資金、財産を持っていなきゃなりません。それは今まで形態は違いますけれども、国保診療所として蓄積した財政調整基金がごございますので、これでまず一つのいざというときの備えにしていくという考え方であります。

この運転資金につきましては、スタートして絶対大丈夫だって我々も自信を持っておりますが、早晚貸し付けしなくとも、これ一時貸付的なものでありますので、自力で運転資金を用意できるというような考え方であります。

この市との関係であります、少しその辺が曖昧にしているのは、最初に申し上げましたように医療法人になっても大仙市として地域医療にきっちり責任を持つという意味で、そういう意味で関与という言葉が適当では私はないと思っておりますが、私は医療法人と、この場合の、この医療法人とは市は一種のパートナーと、そういう意味で市から責任ある人間が理事に入ることとあります。

それと、施設は大仙市のものを使っていただくわけでありますので、この辺も現在の阿部先生ともよく相談しながらですね、あれだけの膨大な、膨大になって立派すぎてですね、少し身の丈以上の施設になっていきますので、まず医療法人として実際使う部分、この部分をあれして、あとその他は市が管理してやらないと、それも医療法人で管理すると大変ですので、そういう形でかなりこう具体的に区分けをしながら合意に、お医者さんとも合意いたしましたので、そういう形にしているところです。

それからあわせてこの派遣の問題ですが、これは現在の福祉関係と同様で、派遣は10年というのが一つの約束事でありますので、制度でありますので、これも現在の法人が運営していると同じであります。ちょっと言葉の中で全部法人に任せるのかという言い方をされたと思いますけれども、あくまでもそうではなくて、これは我々がやっぱり一緒になって考えていく法人というふうな位置付けでありますので、そういう意味で本当に独立した場合は、だんだんその関係は少なくなっていくというふうに考えていた

だきたいなと思います。あわせまして、大事な地域医療の拠点でありますので、こうした形でそのお医者さんが定着できる、そこに住んで仕事ができるという環境を作りながら、そのお医者さんを通じての交代の方とかですね、そういう方を我々はそういうルートを確保できるのでないかと思っておりますし、大きく言いますと組合病院が地域の中核病院でありますので、これからそういうお話を組合病院ともししていきたいと思っておりますが、地域医療をやりたいという若いお医者さんの研修の場的な活用もしていただけるのかなという概念を持っています。またこれは、これから組合病院とも相談していくことではありますが、そういう形の中でこの法人を我々位置付けておるところであります。

○議長（鎌田 正君） 再々質問はありませんか。はい、後藤健君。

○3番（後藤 健君）【登壇】 当然その東部地区、太田地区のその医療の体制についてですね、僕当然反対するわけでもないですし、その東部地区の医療の安定というものは当然望むことではあるんですけども、やっぱりその、税金を使ってやることだと思いますので、他の医療法人の話はしませんけれども、やっぱりその税金でもって医療法人に様々な支援をしていくことだと思いますので、我々に対してもそうですけれども、その地域の方々、住民にとってもですね、明瞭な説明といいますか、明確な説明をしていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（鎌田 正君） これにて3番後藤健君の質問を終わります。

申し上げます。この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午前 11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（鎌田 正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番杉沢千恵子君。6番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 公明党の杉沢千恵子でございます。

年明けの豪雪から始まり、3月の東日本大震災、6月の集中豪雨と自然災害に翻弄された感のある平成23年も、残すところあと1カ月弱となりました。特に東北太平洋側に未曾有の被害をもたらした東日本大震災に関しては、避難所は全て閉鎖され、仮設住

宅や自宅での生活に切り替わっておりますが、依然として被災者の皆様は厳しい現実さらされておりますし、加えて大震災の直後に発生した福島第一原子力発電所の事故は、一時の緊張事態は収束しつつあるものの、我が国の社会経済情勢に暗い影を落とし、有形・無形の影響を及ぼすとともに被災地の復旧・復興の重い足かせとなっております。

先般、2011年の新語・流行語大賞が発表されましたが、そのトップテンの実に半分が東日本大震災と原子力発電所事故にまつわる言葉でした。この災害が我が国にもたらしたインパクトの強さがうかがえる結果だと思います。来年は、是非被災地からもたらされる力強い希望に満ちた新語・流行語がノミネートされるように、被災地支援に深い理解と強い決意を示しておられる栗林市長並びに市当局、市議会、大仙市民ともども、できる限りの支援を行いながら、その復興への道筋を見守っていきたいと思います。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、答弁よろしく願い申し上げます。

まずはじめに、住民参加型市場公募債の発行についてお伺いいたします。

私は仙北組合総合病院建築に関して、平成21年第4回定例会において、市場公募債を発行し、積極的な市民参加を促してはどうかとの提案をしておりますが、その際市長からは、当病院の改築に対する支援については市民の理解と積極的な市民参加を促す観点から、公募債を用いるのに非常にふさわしい事業であり、公募債による資金調達を以前から考えていたとの明確なお答えをいただいております。

いよいよ中心市街地再開発計画が具体的に動き出しましたが、公募債の発行を具体的にどういう形で実行されるのか、今後2年間の工程についてお知らせいただければと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（鎌田 正君） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 杉沢千恵子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、市場公募債の発行についてであります。大仙市におきましては平成18年12月に県内の市町村に先駆けて、学校給食総合センター建設資金の一部として、住民参加型市場公募債「だいせん夢未来債」を発行しております。この「だいせん夢未来債」につきましては、3億円の発行額に対し、8億5,000万円もの多数の応募があったことから、抽選により当選者を決めさせていただいており、市民の皆様の関心が非常に高かったことがうかがわれます。

市場公募債につきましては、身近な公共施設などの整備財源の一部として活用するも

ので、市民参加・協働のまちづくりを進めていくために市民の皆様が資金の提供者となり事業への参加意識や市政への理解、関心を深めていただくとともに、資金調達手法の多様化を図ることを目的としております。

仙北組合総合病院に対する市場公募債の発行につきましては、先の議員からの一般質問の際にお答えしておりますとおり、市民の理解と積極的な市民参加を促す観点から非常にふさわしい事業であることを踏まえ、事業財源としての活用を計画しております。

現時点においては、秋田県厚生連が病院を取得する際の地元自治体支援の財源として合併特例債の充当を予定しておりますので、これについては市場公募債として資金の調達を見込んでおります。

また、病院建設については、市民の皆様のみならず大仙市出身で首都圏に住まわれている方々からも大きな関心をいただいていることから、購入対象者の拡大についても計画しております。

なお、市場公募債につきましては、平成25年12月の発行を予定しており、購入手続き等の基本的な事項や発行額及び発行利回りなどについて金融機関等と協議を進めてきたところから、今年度中には計画概要がまとまる見込みであります。

このようなことを踏まえ、今後の工程といたしましては、今年度においては先に発行した「だいせん夢未来債」の満期償還が本年12月22日となっておりますので、その際に購入いただいた皆様に対するお礼とあわせて病院建設の際に発行する市場公募債の購入についてをお願いをしてまいりたいと考えております。

平成24年度には総務省より翌年度の市場公募債発行に対する照会がまいりますので、具体的な発行計画を示す予定であります。

また、広報等を通じて市民の皆様に対しても事前に発行概要をお知らせし、関心を高めていただくとともに、大仙市出身者で首都圏に在住の皆様につきましても、首都圏ふるさと会の会員のご協力をいただきながらPRを図ってまいりたいと考えております。

平成25年度には市債発行許可が県から下りる予定の9月前後に、広報等で市場公募債の募集をお知らせし、周知期間を1カ月程設けた後、11月に購入申し込みを受け付け、12月の発行を計画しております。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、杉沢千恵子君。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鎌田 正君） 次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 次に、女性の視点からの防災対策について伺います。

東日本大震災から9カ月が過ぎました。被災地では本格的な復旧・復興が急がれる一方、全国各地では今回の震災を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しています。

そうした中、女性の視点で既存の防災対策を見直すとともに新たな対策を検討するため、我が党は8月18日、松あきら副代表を議長とする女性防災会議を立ち上げました。

我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画においては、2005年（平成17年）に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年（平成20年）には男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると明記されております。

しかしながら、今回の東日本大震災でも、「着替える場所がない」とか「授乳スペースがない」などの声がありましたし、女性用衛生品や化粧品、乳児のおむつなど支援物資の不足も目立ち、その対応の遅れが指摘されるとともに、女性の視点による災害対策の大切さが改めて浮き彫りになりました。女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っています。さらに介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子供や高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが災害時の担い手として、その力を発揮できるような仕組みが必要だと思います。

東日本大震災を契機に創設された女性防災会議では、その活動の一環として10月13日、国の中央防災会議の防災対策推進検討会議のメンバーに選考された清原桂子理事から「女性の視点からの災害対策」というテーマでお話を伺ってまいりました。この方は兵庫県で初代の女性センター所長を務め、その在任中に阪神・淡路大震災を経験されている方で、ご自分の体験の中から被災した当時の状況について女性の視点から述べられ、今後の災害対策への教訓についてお話をいただいております。

その内容は、1に家族と地域の大切さであります。危機が迫っているときは、自分の家族だけは守らねばということで、考えや行動が内向きになっていき、かえって家族内の関係が煮詰まってぎくしゃくするようになる傾向があり、逆に家族がそれぞれ地域のために動くことにより、むしろ家族のきずなは強まっていくということでもあります。そ

れまで反抗していた子供が地域のために奔走する父親を間近で見て、一緒に行動するようになったり、重労働で大変な水くみを率先してやってくれたりして、高齢の被災者から本当にありがとうと感謝され、震災後は不登校の子供たちの割合が激減したそうです。

第2には、広い意味での仕事、何か自分にやれることがあるかどうかが大切だということです。避難所で暮らす高齢の被災された方々から次のように言われたそうです。

「毎日相談員やボランティアの人が尋ねてきてくれて、困ったことはありませんかと聞いてくれる。非常に有り難いんだけど、私ら何でもかんでもやって欲しいと思っているわけじゃない。何かやりたいんや。毎日することがなくて、カレンダーをもらっても何も書くことがない、それがつらいんや。」と。そこで復興基金を活用し、復興に追われる親たちを気遣い、寂しくても我慢している子供たちに高齢者がお手玉などの昔遊びを教えたり、地区の昔の状況などを語る語りべの仕事をしていただく事業を創り、効果を上げたということです。

第3は、職員も被災したという事実です。大規模な災害時には、行政、すなわち官だけでは全ての仕事はできないということを痛感したと言います。民と官がともに「公」を担う必要があるということです。

第4は、普段からやっていないことは危機のときにもできないということです。いざ災害が起こったら、要援護者のための支援を、こういうふうな形でやりましょうと紙に書いておいたり、その仕組みを動かしてシミュレーションしたりしておかなければ、いざというときは何もできず、平常時の課題が一挙に表面化するとのことでした。

第5は、男性特有の問題、女性特有の問題の顕在化です。阪神・淡路大震災の犠牲者は6,437人で、女性の方が1,000人も多いそうですが、逆に仮設住宅に入居した後に亡くなって発見されたのは、その7割が男性でした。時を経るにしたがい、孤独な男性たちの閉じこもりやアルコール依存症やDVなどの問題も顕在化しました。

女性特有の問題としては、着替えや授乳をするスペースも、下着を干す場所もなく、人の目を感じながらの生活空間はつらすぎたということ。救援物資であっても女性用下着を男性から受け取るのはつらかったということ。こんな状況だから我慢して気持ちを奮い立たせるにも、肌のかさかさすら防ぐクリームもない状況で、頑張る気持ちも起きなかったということ。さらには仮設トイレを目立たない場所に置くとなると、すなわち暗い場所へ設置することになってしまい、防犯上の問題があるということ。東日本大震災でも仮設トイレが男女別々になっていないところがあったそうです。また、雇用環

境の悪化によって真っ先に解雇されるのは、パートの非正規雇用の女性だったということもありました。

そのほか、相談が殺到したのが震災を機に同居せざるを得なくなった家族間の問題に関するもので、大家族の中で嫁の役割を一手に引き受けざるを得なくなった妻の悩みを復興の仕事に追われる夫が共有できず、離婚につながったケースもあったと伺っております。男性たちも男なのに失業して家族も養えないとか、長男なのに余裕がなくて全壊した家に住んでいた親を引き取れないといった男性の役割、長男の役割へのトラウマから自分を追い詰めていき、アルコール依存症やDVにつながるケースも見られたといえます。

これらただいまご紹介させていただきましたように、阪神・淡路大震災を経験して、被災した場合には様々な状況に陥ることがわかったことから、それをどう克服していくか、事前に対応を検討する必要があると考えます。

さらに、清原さんからは災害から復興に向かう女性ならではの視点と強さが紹介されました。その第1は、女性は日々暮らしの現場を担う生活者であるということであります。抽象的なことをいくら言っても、今日の暮らしをどうにかすることに勝るパワーはありません。例えば水もない中、水道管が破裂してチョロチョロ水が流れる水道脇であっても、その日から下着を洗濯する。固くなったおにぎりは野菜を調達してきて雑炊にして食べる。日々の生活は待ったなしですから、生活者であることが何よりの強みであります。

第2は、肩書きにとらわれない、横の人間関係をつくっていけるということです。相手が市長さんであろうと議員であろうと、しっかり言いたいことを言う「おばさんトーク」が重要です。

第3は、議論の堂々巡りより、まず行動するということです。うまくいかなかったら、またやり直したらいい、失敗を恐れないという女性ならではの発想であります。

このように生活の現場を担っているのが女性であるにもかかわらず、これまで災害や復興に向けての方針を決める場には、女性がほとんど入っていないように思われます。そこで私たち公明党女性防災会議では、10月に全国規模で女性の視点からの防災行政総点検を行いました。その結果、44.4%の自治体では、女性が地方防災会議に登用されておらず、さらには地域防災計画に女性の意見を反映させていない自治体は54.7%という結果でありました。また、防災部局に女性職員がいない自治体は

５１．５％で、女性の声が反映される環境には程遠い状況が明らかになっております。これでは防災基本計画の内容は改正されたとは言いながら、現実との乖離は未だ改善されていないと言わざるを得ません。

以上、長々と申し上げましたが、今後の防災対策には女性の意見を普段からしっかりと反映できるようにすべきであると考えます。

そこでお伺いいたします。一つ、本年４月１日現在で本市の防災会議委員２９名中、女性委員は２名となっておりますが、１名は充て職ですので現実的には１名であると思います。総合計画の後期基本計画において、当市は審議会等への女性の登用率を４０％にする目標を掲げておりますが、この数字６．９％は、この数字を見る限り防災会議への女性登用は進んでいないように思います。今後はさらに女性登用を進める努力が必要と考えますが、ご所見をお伺いいたします。

二つ目、防災部局と男女共同参画との連携強化、女性の意見を防災計画に反映させる取り組みを求めますが、お考えをお聞かせください。

３、避難所運営に女性、または女性職員を配置する方針を事前に決定しておくべきと思いますが、いかがでしょうか。

４、災害時の後方支援や高齢者宅訪問等で、きめ細やかな支援を実現するため、女性消防団員をさらに積極的に登用すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

５、災害時の緊急物資の中に女性や子供、高齢者、障がい者に配慮した物資が備蓄されているのかお聞かせください。

６、避難所運営訓練（ＨＵＧ等）を取り入れ、災害時の要援護者を含んだ地域と連携した防災訓練を実施すべきだと思いますが、所見をお伺いいたします。

７、防災教育を充実させ、災害時の地域の窓口となる各小・中学校に防災担当職員を配置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で通告による質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田 正君） ２番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 質問の、女性の視点からの防災対策についてお答えいたします。

議員ご指摘の清原桂子理事のお話のとおり、普段から女性目線を意識した仕組みづくりや女性が活躍する場の提供などに努めてまいりたいと思います。

大仙市防災会議の女性委員につきましては、委員２９名中、副市長と仙北組合総合病

院の看護部長の２名となっております。秋田県や近隣市町村の女性委員の状況を見ますと、秋田県は５２名中、女性委員２名、秋田市は委員数４９名に対し２名、由利本荘市は３４名中、副市長の１名となっております、近隣の横手市、仙北市、湯沢市にあつては女性委員はいない状況にあります。また、県外で応援協定を締結している岩手県宮古市や神奈川県座間市にも女性委員はいないと伺っております。

このような状況を見ますと、女性委員の登用が進んでいない理由は、国の災害対策基本法に規定されている役職指定の制約などが主な原因ではないかと考えられます。

今後、地域防災計画の全体の見直しの中で、防災会議委員への女性の登用や防災対策上、女性でなければならない役割等について、可能な範囲で検討してまいりたいと考えております。

次に、防災と男女共同参画との連携についてであります。昨年１０月に当市で実施された第４８回秋田県総合防災訓練におきましては、日の出町サンクレストに開設した避難所訓練において、女性特有のスペースや災害弱者の外国人女性に対する通訳支援等を含め、防災と男女共同参画の連携が実を結んで、県知事からは高い評価をいただいております。

また、今年度は３回にわたる秋田県南部男女共同参画センターとの共催で、「女性の視点を取り入れた地域防災講座：地域で防災チェック アンド アクション事業」の開催に当たり、プログラムの設定や地域防災を担う女性人材の育成などについて、防災と男女共同参画で協議するなど、さらなる連携を図っております。

女性の意見を防災計画に反映させることにつきましては、現在取り組んでいる「大仙市地域防災計画の見直し」の策定委員の中に、既に女性職員も数多く参加しており、様々な意見が取り入れられていると聞いております。特に、このたびの大震災を踏まえたプライバシーの確保や衛生管理、栄養管理、防犯対策など、多様な角度から女性の視点を取り入れた地域防災計画を目指して今後の策定作業に取り組んでまいります。

次に、避難所への女性の配置についてであります。当市の地域防災計画では、第４章災害応急対策計画の中で、避難勧告や誘導、そして避難所の開設・運営についての方針や、その体制及び女性の配置などの方針について明記されております。

また、現在作業中の地域防災計画の見直しにおきまして、事前に女性職員を配置することの必要性や固定概念に対する反対意見もあると聞いております。

災害時、避難所への女性職員の配置につきましては、当然の配慮であると認識してお

り、具体的に誰をどこに配置するか等につきましては、災害対策本部の民生部避難所開設運営班において決定してまいります。その際には、保健・衛生担当や外国人通訳などの専門的な女性の適材適所の配置についても総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、女性消防団員についてであります。はじめに消防団の活動を振り返りますと、今年は豪雪に始まり、３月１１日の東日本大震災、６月の記録的な水害など、本当に災害の多い年であり、消防団の皆様には大変ご難儀をおかけした一年だったと思います。特に延期になった大曲花火新作コレクションの野火防止活動や遠野市の「だいせん応援ハウス」には、支援活動の早い段階から全支団の団員がボランティアとして活躍していただきました。また、６月の記録的な水害時には、多くの団員が各地域の水防パトロールや孤立した住民の救出など、広範多岐にわたり活動していただき、市民の一人としても大変心強く思っております。

一方、質問の女性消防団員につきましては、昨年の夏過ぎ頃から募集を開始し、本年１２月９日現在、２６名の女性団員が活躍しております。

女性団員の活動開始が約１年と期間が短いことや各地域のバランスなどを考慮しつつ、秋田県消防学校や県女性消防団員ネットワーク会議及び東京で実施された消防団幹部候補中央特別研修会など多方面の研修に参加し、資質及び基礎知識の向上に努めております。また、研修を修了した女性団員は、既に総合防災訓練での後方支援活動や春・秋の火災予防週間における広報活動などで活躍しております。

今後とも女性消防団員として修得した知識と技術をもって、女性ならではのきめ細やかな支援や市民への要望などに対応できるように、教育訓練の質的向上を図りながら積極的に募集活動を行い、女性消防団員の増員拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、女性や子供などの災害弱者に配慮した物資の備蓄についてであります。平成２１年度には避難所内において個別空間を作る段ボール製「簡易仕切り壁」を約３千枚購入、備蓄しております。また、本年度は介護用の防災ポータブルトイレ１５組を含む「簡易トイレ」１００組及びトイレ全体を囲み、プライベート空間を作れるテント１５組もあわせて購入しております。

今後は、災害発生した後、３日間分を基準に、市民の命と生活維持に最低限必要な物資の食料品や防寒用品及び衛生用品などを備蓄する予定であります。この際、大震災以降に発売された新型簡易トイレ、大人用の紙おむつなどの備蓄にも努めてまいりたいと

考えております。

次に、避難所運営訓練、いわゆる「HUG（ハグ）」を取り入れた防災訓練についてありますが、昨年の秋田県総合防災訓練の成果をもとに、本年度から大仙市総合防災訓練5カ年計画を策定し、8月31日、中仙地域において約1,200人の市民や防災関係機関が参加し、支所の現地対策本部設置訓練や中仙中学校における避難所開設運営訓練を実施しております。

また、八乙女荘・桜寿苑では、高齢者、障がい者、外国人の災害弱者の救助・救出に焦点を当てた訓練等を実施しており、市民の方々にも記憶に残る防災訓練だったと思っております。

来年度は、南外地域で開催を予定し、市民参加型による防災訓練を計画しますが、議員ご提案のHUGについても訓練項目に取り入れ、地域の希望者に対しまして1泊2日で避難所に泊まってもらう体験型の防災訓練を企画する予定であります。

次に、防災教育の充実についてありますが、各学校では登下校時や在宅時等を想定した避難・危険回避の指導及び保護者への子供の引き渡しなどについて複数回の避難訓練などを行っております。

また、防災管理・防災組織の強化につきましても、教職員の防災研修や災害に係る学校防災マニュアルの整備など、大震災以降、たびたび見直しを図っているところであります。特に学校が避難所になった場合における当初の受け入れや対応などについては、本年7月校長会で、大仙市地域防災計画の「避難所の運営指針」を参考に、避難所対応マニュアルの作成を指示するとともに、9月に県教育委員会から出された「災害時における避難所としての学校の対応指針」により、自校のマニュアルに示す災害時の対応手順等について再度見直しを図っております。

今後とも学校と地域、そして行政や防災関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。

一方、防災担当職員を各小・中学校に配置すべきとのことについてありますが、元来、防災担当職員は数年間に及ぶ実務や幾多の経験等を通じて培われるものであり、絶対的な職員数が不足しております。また、支所も含めた全体の機構改革や近い将来の学校の統廃合の変革を迎える教育現場には人的余裕はなく、各学校の教職員の校務担当職員を含めた人材を、いかに防災に関する知識等について教育訓練を行い、一人二役か三役の仕事をこなす人材育成の方が急務と考えております。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、杉沢千恵子君。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 私は大仙市は防災計画は進んでいると自負しております。それを認めた上ですが、さらに速やかに推進してくださいませよう、よろしくお願いしたいと思います。

いろんな部分で市長さんから前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、これを推進していただくに当たりまして、基本となるのが大仙市の防災会議条例であります。女性の視点を取り入れるといっても、この防災会議条例が一つの基本であります。その第3条に、構成されている委員が記されておりますけれども、全て充て職で構成されております。1から8までありますが、その中には高齢者とか障がい者、一般の方々は入っておりません。民意が反映される、女性が登用されるというのにはなっていないと思われまふ。災害対策基本法第16条において、市町村防災会議の委員については、都道府県防災会議の組織令に従うようにという規定になっておりますが、しかし一方で、市の条例で自由に定めることもできるという規定になっております。これは11月の16日に平野国務大臣がそのようにはっきりとおっしゃっておりますし、その規定を用いて大阪市などにおいては女性の登用を進めているという例もあるという紹介がありました。こういうふうに書いてありました。大阪の条例は1項加えまして、「前各号に掲げるもののほか、市長が防災上必要と認めるもの」という1項が加わっております。ここのところで民意が反映される、女性が登用されるというような枠が出てくるわけですから。そういうことで、当市においても民意を反映させる、あわせて女性登用を進めるために、条例の改正が必要と思われまふが、市長のご意見をお伺いいたします。

○議長（鎌田 正君） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 大変ご指摘ありがとうございます。この11月の平野大臣のこの件に対する発言について、私、気が付いておりませんでしたので、議員ご指摘のとおり女性の有する防災会議の委員につきまふは、大仙市の現行条例でもきっちり入れようというふうには思っていましたので、市長の云々ということも含めて改正しなければならないものであれば、そこは改正してもいいのではないかなというふうに私思っています。改正しなくても、いわゆる指定された警察であるとかそういうところ以外の部分について、まだ余裕がありますので、そういうふさわしい方をできるだけ選んで増やしたいと思っていましたので、この辺はもう一度私どもの方で調べまして、改正が必要であれば、いわゆる前向きな改正ということで、必要がなければ検討の中で女性の委員の追

加といいますか、そういう視点で物事を考えてみたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 再々質問ありませんか。はい、杉沢千恵子君。

○6番（杉沢千恵子君）【登壇】 是非、検討をよろしくお願いしたいと思います。

ただ、どうしてもこの条例というのは、一つの基本的なものですので、やはり私はこの1項が必要ではないかなと思います。どこを見ても1から8は、スパンとこの充て職が決まっておりますし、一般が入る余地がない条例になっておりますので、是非これは強く要望したいと思います。私は被災地、宮古市の田老地区へボランティアで何回かお邪魔しております。7月の追悼花火とか、田老保育所へのひと足早いクリスマスなどなどで伺っておりますけれども、本当に危機管理体制がどれほど大事かということを帰りがえり、あの子供たちの顔や、被災に遭われた方々の思いを感じると胸が痛くなって帰ってくるんですけれども、やはりこの防災そのものもそうですが、官民一体で体制を作ることが大事だと思いますので、どうかこの一言、追加の条例の改正に、よろしくご尽力のほどをお願いしたいと思います。市長の答弁、お願いします。

○議長（鎌田 正君） 再々質問に対する、栗林市長、もう一度答弁をお願いします。

○市長（栗林次美君） 追加してみます。ただ、条例ですから議会にかけませんと成立しませんけれども、それでいいのかどうかもちょっと調べまして、追加できそうなので追加させていただきます。

○議長（鎌田 正君） これにて6番杉沢千恵子君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午後1時50分に再開いたします。

午後 1時40分 休 憩

午後 1時50分 再 開

○議長（鎌田 正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、2番佐藤文子君。はい、2番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

早速、通告に従いまして質問させていただきます。

はじめに、第5期介護保険事業計画に関連しまして、2点お尋ねいたします。

はじめに、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は、実施しないように

求める立場から質問いたしたいと思います。

9月議会では、この総合事業を実施するのかどうか、その対応を求めた質問に対し、明確な答弁はいただけなかったわけでありましたが、その後3カ月が経ち、第5期介護保険事業計画の骨格も定まったものと考えておりますことから、改めて総合事業は実施しないように求める立場からの質問であります。

市町村の判断で創設するとした総合事業は、介護認定で要介護1・2、非該当と認定された高齢者を対象に、これまで介護保険から給付されている介護予防サービスとしての訪問・通所サービスや配食、見守りなどの生活支援、権利擁護などのサービスを、介護保険本体とは別枠の地域支援事業の一環とするものであります。

総合事業を含む地域支援事業の費用は、介護保険給付費の3%以内という上限もありますから、サービスの提供も介護保険の指定サービスでないため、人員、設備、運営などに厳格な基準もなく、多様なマンパワーを活用することからも、業者の宅配弁当や民生委員による見守り、公民館でのデイケアなど、低コストサービスを可能にしているものであります。

このように総合事業は、要介護認定で支援が必要と認定された高齢者から、本来受けられるサービスを取り上げて安上がりのサービスを押し付ける形となるようであります。このような総合事業は実施すべきでないと思いますけれども、これに対する見解を伺います。

2点目は、1号被保険者の介護保険料についてです。

厚生労働省は1号被保険者の介護保険料につきまして、現在全国平均月4,160円が第5期には月額5,200円になると試算を示しました。6月に改定された介護保険法では、都道府県の財政安定化基金を取り崩す規定を設けております。その基金の市町村分50円と市町村の介護給付費準備基金の取り崩し130円合わせた180円を保険料の上昇緩和のために使い、次期の保険料を全国平均で5千円程度に抑えるとしてもおります。

こうしたことを踏まえますと、一体、第5期介護保険料は、現在大曲仙北広域介護保険では月額4,580円というふうになっておりますけれども、この保険料はどの程度になるものなのかお知らせいただきたいと思います。

そもそも財政安定化基金や介護給付費準備基金というのは、結果的には1号保険料の取り過ぎによるものでありまして、3年に1回の改定に当たっては、余った分は返却す

るというのが私は当然だと思っています。介護給付費の増額分を介護保険料負担に転嫁するのは、もはや限界であります。広域組合には介護給付準備基金というのが５億円以上にもなっていると伺っております。この基金を全額取り崩して保険料の引き下げを行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上、第１問の質問を終わります。

○議長（鎌田 正君） １番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、第５期介護保険事業計画についてであります。いわゆる地域支援事業について多様なマンパワーや社会資源の活用を図りながら、要支援者及び二次予防事業対象者に対して介護予防や生活支援サービス等を市町村の判断により総合的に提供することができる事業というふうになっております。

議員ご指摘の様々なマイナス点ばかりとは考えておりませんが、市として総合事業の実施について検討したところ、費用となる地域支援事業の予算に上限があることや実施に当たっての社会資源の整備状況なども考慮した上で、現在行っている介護予防サービス利用と市の生活支援サービス事業や各種介護予防事業などとの組み合わせにより必要なサービスを提供するやり方が最善の方策であると判断し、２４年度からの第５期計画期間においては総合事業は実施しないと考えております。このことにつきましては、広域介護保険事業計画の検討の場において、当市の考えを明確に示していくことにしております。

次に、１号被保険者の介護保険料についての第５期介護保険料につきましては、介護保険給付総額に対する第１号被保険者の負担割合が、これまでの２０％から２１％に改正されておりますことから、大まかには介護給付費の２１％分を広域組合管内の１号被保険者数で割って保険料額を求めることになります。

ご案内のように、介護保険費用については、要介護認定者の増加や介護サービス事業所の新設や増設等により給付費の伸びが続いていることから、全国的に保険料のアップは避けられないところであります。

しかしながら、議員ご指摘のように法改正により都道府県に積み立てられている財政安定化基金の取り崩しが認められ、保険料の上昇緩和策をとることができることになっているほか、介護保険事業会計の中で積み立てしている介護給付費準備基金の充当による保険料軽減策とあわせ、大曲仙北広域においても保険料の算定を行っているところで

あります。

給付費の増加見込み額と今後示される介護報酬額改定の増加分を加えると、全国平均と同程度の1,000円前後の保険料アップは避けられざる状況にあると考えております。

次に、介護給付費準備基金の全額取り崩しによる保険料の引き下げにつきましては、基金の目的が計画期間内の急激な給付費増等に対応できるよう積み立てているものであることから、最低限必要と認める額を除いて次期計画に歳入として繰り入れるべきものとされております。

議員のご質問にありますように、準備基金を全額取り崩し、その後において保険財政に不足が生じた場合には、保険料の不足分について財政安定化基金から貸付を受けることになり、その返済分は次期介護保険料に上乗せされ、結果的には次期保険料の増額を招くことになります。

介護保険財政の健全な運営を維持するためには、基金の設置目的の原則に立ち、準備基金については全額取り崩すのではなく、一定額を基金に造成しておく必要があります。

以上であります。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 総合事業については実施しない旨、了解いたしました。是非さらに充実に向けての、支援事業の充実に向けてよろしくお願いいたします。

1号被保険者の保険料につきましては、現在の事業計画等からいくと1,000円ぐらいの値上げはやむを得ないのではないかという、全国平均並みの上昇を答弁されましたけれども、私は今の介護給付費準備基金という基金が大曲仙北の広域の介護保険事務所では5億7,000万円近くまず保有しているというふうに聞いております。これを使えばですね、これはどれぐらい、高齢者一人当たり、1号被保険者数で割りますと、一人当たり1万2,868円ほど余っているという形になります。そうしますと、これは現在4,580円ですので、基準額の2.8カ月分に当たる保険料を使い残して基金として積み立てているというのが実態です。そういう意味では、この全額基金を下ろさなくても、せめて一定量を使っただけでもこの上昇1,000円分をまずは引き上げないこと、さらに引き下げも可能ではないかというふうなことで要望したところであります。そういう意味で、市長がお答えになったこの一定の基準額というのは、どの程度の基準額として積み立てる必要があるのかどうか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

実はですね、保険料等の改定は3年ごとに改定されてきましたけれども、平成18年、この時には介護区分を要支援1・2にしたり、それから予防給付というふうなものを創設しまして、以来、介護給付費の抑制を図ってきたわけですが、そのことによって利用料、いわゆる介護給付費が予想よりも非常に伸びなかったというふうなことがあります。介護準備基金というふうなのが非常に大きく残ったと、残ってきているというのが18年以降なのです。それ以前はですね、17年度には、18年度末にはですね、このたかだか10万円しか基金に残っていなかったと。17年・18年には10万円しか基金に残ってなかったというそういう過去もあるわけで、こうした取り過ぎによる保険料を、これだけべらぼうに高い基金として積み残しているというふうなのは、やっぱりやめてもらいたい、それでなくても非常に大変な年金引き下げなどでつらい思いをしている高齢者から、こうした介護保険料を過分にやっぱり取り過ぎるというようなことは、絶対してはいけないというふうに私は思いますので、市長のお答えになっているこの介護保険給付費準備基金という一定の額というのは一体どの程度のことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田 正君） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 確かに議員おっしゃるように、我々取り過ぎているというあれはございません。一定の予測に基づいて、やっぱりいざというときにこの基金を一定の額は残しておかなきゃならないという、その額がどの辺なのかは今、介護保険のこの検討をやっているメンバーの皆さんで大いに協議をしていただきたいと思います。ただ、私、17年・18年、その10万円というのを確認しておりませんので、そんな時代があったのかなというふうに思っていますが、そうした状況ですと基金の趣旨に反するわけありますので、そういうことはやっぱりやってはいけないと思います。こちらがなくなっただけで、今度は県の方をお借りしたいということは、余りにも虫のいい話すぎますので、これは我々のこの準備基金がどの水準が本来の意味での準備基金として適正な額なのかということは、じっくり検討をしていただきたいと思います。私が素人でものを言うのではなくて、このための委員会がいろいろ協議していますので、この中にその辺をしっかりと検討してくださいということを申し伝えたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 再々質問ありませんか。はい、佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君） 【登壇】 財政安定化基金の貸付を受けざるを得ないような状況はつくりたくないような思いの話もありましたけれども、そもそもこの財政安定化基金と

いうふうなものも保険料に換算されて徴収されているわけです。そして今まで広域介護保険では、この財政安定化基金の活用したことがないものですから、結局この保険料として財政安定化基金として納めていることに意味があるのかというふうな、そういう疑問さえもやっぱりわいてくるわけです。この度、国の方でこの財政安定化基金を使って上昇を抑えるというふうな方向性も出してきているわけですので、もしそうした給付費が非常に足りなくなったというふうなときに、活用できる安定化基金というふうなものもある程度この、そういう状況も考えて保険料というふうなものをやっぱり設定していった方がいいと思いますので、是非数億円の安定化基金、給付費準備基金、これを最大限、願わくば引き下げというふうな方向へ向けて是非ご検討をいただくことを最後に要望しておきます。

以上です。

○議長（鎌田 正君） 再々質問に対する答弁願います。

○市長（栗林次美君） 私はその財政規律、運営規律の問題だというふうに考えています。こういうことがもし安易に許されるようであれば、これは困った時に借りるための基金というふうにそれぞれの県単位で用意しているものというふうに考えています。ですから、それぞれの介護保険財政、やっぱりしっかり頑張っていかないと、この辺がルーズになりますと、みんな借りればいいのか、その財政規律が成り立たないというふうに思いますので、そのところは譲れない線でありますので。

○議長（鎌田 正君） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 それでは、2番目の除雪対策について伺います。

安心して日常の生活を送り、万一の病気や災害時に迅速に対応する上では、よく整備された道路網の確保は重要であります。とりわけ冬期間、これらを保障する除雪対策は、雪国秋田の最大たる行政課題でもあります。

しかしながら、市内には市道でありながら狭隘であること、民家が少ないなどの理由から市の除雪が行われず、個人所有の除雪機で除雪を行っているところが、特に大曲地域に多くあると伺っております。先日このような除雪を行っている人の話を聞いた方から電話がありまして、市の委託業者は狭い道路にも入れる除雪機を持っているはずだと。救急車や消防車が入れないというようなことのないよう、市で除雪すべきではないかと、そのために市民は税金を納めているはず。除雪格差解消も議員がしっかりやらなければならない仕事だとお叱りを受けたところであります。この方のご指摘はもっともなこと

で、深く私も反省しているところです。

さて、市にはこのような沿道に民家がある市道でありながら市の除雪車が入らない、消雪設備もないといった路線がどれだけあるものなのか、その実態について各地域ごとにお知らせを願いたいと思います。

また、このような実態を放置せず、市が責任を持って除雪対策を図るべきだと思いますが、これに対する当局の考えをお聞きしたいと思います。

以上で２番目の質問を終わります。

○議長（鎌田 正君） ２番の項目に対する答弁を願います。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 質問の、除雪対策についてお答え申し上げます。

大仙市では、市道延長 3, 195.6 kmのうち、約 56%に当たる 1, 774.8 kmを除雪機械による除排雪を実施しております。

現在、市で除雪を実施していない市道で個人負担で対応している路線の各地域の内訳は、大曲地域 3 路線、南外地域 15 路線、太田地域 20 路線であります。これらの路線につきましては、狭隘であることや障害物等があるため除雪機械が入れないこと、また、路線の周辺に堆雪場所の確保が困難なこと等が原因で、除雪作業を行っていない状況にあります。

市では、こうした状況に鑑み、除雪体制の充実策の一環として、市道の除雪を個人所有の除雪機で対応していただいている方に対して、今冬につきましては除雪機に使用する燃料を支給したいと考えており、現在作業を進めております。

議員ご指摘のとおり民家が沿線にある市道の除雪は、基本的には市が行わなきゃならないと認識しておりますので、こうした除雪を実施していない路線につきましては、現場状況や除雪機械の機種選定を含めて、今季中に検証し、一定のルールを定めた上で除雪計画に位置付けながら、来季から対応をはっきりしたいと考えております。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、佐藤文子君。

○２番（佐藤文子君）【登壇】 個人所有の除雪機で入っている路線というふうなのが 38 路線というふうなことで、市の除雪車が入っていないところが 38 路線というふうなことのようですけれども、個人所有の機械除雪を行っている方への燃料助成というふうなことで対応してまういきたいというふうなこともあるようですけれども、それだけ個人所有の除雪機、結構幅の広い除雪機を持っている方もいらっしゃいます。そういう方が除雪機でやれる市道なんですから、かなりロータリー車でも小さい、狭い、市の

ロータリー車もあるわけですので、最大限この市道は市が管理するという立場に基づいて、この38路線についても早急な検証を行って、是非とも市でやっぱりやっていただきたいというふうなことをお願いしたいと思います。なぜなら、やっぱり市道の除雪を行っている間に、その機械による事故だとか、また、小石を飛ばして他人の家に傷つけたといった、そういった事故が発生した折には、やっぱり誰が責任を持つのかというふうな問題にも派生してまいりますので、そういったことが起こらないように、やっぱりいろんな諸事情を抱えている道路だからこうした事態がずっと続いてきたのかもしれませんが、最大限そういった問題を考えれば、極力市が行えるように、その障害を取り除く鋭意この近隣住家に働きかけたり、障害物の何ていうか除雪への協力要請を働きかけるなどすべきではないかと思います。燃料代で対処するというふうな方法は、決してこの善処というふうには私捉えないものですから、是非その点ももう一度早急に検証して、まずできるところから早く市でもって除雪を開始していただきたいということも含め、もう一度答弁をお願いします。

○議長（鎌田 正君） 暫時休憩します。

午後 1時40分 休 憩

.....

午後 1時50分 再 開

○議長（鎌田 正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

栗林市長の答弁を求めます。

○市長（栗林次美君） この問題については、以前からそれぞれの部分でご指摘等があったというふうに聞いております。ただ、きちっと市で一応の掌握したというのが、何と申しますか今年度の豪雪を踏まえていろんな形でやってきて、一応この状況は捉えたということでもあります。かなりこう難しい、個々にいきますといろんな事情で難しいところもこれ抱えているようでもあります。そういう意味で、ここの部分だけ先行してやるということになりますと、やれないところが残りますと、いろんな意味でやはり不公平という問題がそこには出てくると思いますので、今年もう一度これはそういうほかの場所もないかというのを確認をしながら、まず来年度きちっとしたこういう場所の対応というのを作りたいというのが建設部の考え方であります。当面まずやれることとして、その燃料費の補給、そういうことでひとつご了解願いたいという考え方で住民、関係者にも説明しながらご理解をいただいて、もしその部分について今年のような大雪になった

場合は、別途また対応をとらせていただきますので、制度を作るにはちょっと我々の調査不足というのをひとつ認めますので、少し我慢していただきたいと思います。そうしないと、かなりこれ、個人のいろいろ屋敷の中の問題だったりしますので、非常に微妙な問題も抱えていることがあるというふうに聞いていますので、それこそ時間を少しいただきたいし、今年そういう意味で、いろんな意味で、どういう対応ができるかということのをあれして、来年度から制度としてきちっとやっていきたいというふうに思いますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（鎌田 正君） 再々質問ありませんか。

○2番（佐藤文子君） わかりました。

○議長（鎌田 正君） 次に、3番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 質問の3番目に中学校卒業までの医療費の無料化について再度質問させていただきます。

佐竹知事は来年度に中学校卒業までの医療費無料化を打ち出しまして、それに向けた各市町村の意向、意見集約のためのアンケートを取ったと伺っております。当市ではそのアンケートにどのように答えたものなのか、また、アンケートの結果を踏まえ、県は中学校無料化についてどのような方向性を示しているのか、知り得る情報についてお知らせいただければと思います。

また、再三にわたって要求してまいりましたが、是非ともこの当市で全県に先駆けて中学校卒業までの医療費無料化を求めてきたところではありますが、県の対応如何にかかわらず、是非実施するよう改めて要求するものです。これに対する見解を求めます。

以上です。

○議長（鎌田 正君） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 質問の、中学卒業までの医療費の無料化についてお答え申し上げます。

はじめに、秋田県が実施した福祉医療制度の見直しに関する意向調査と県の状況についてであります。

大仙市は全県下でも手厚い子育て支援策を実施しており、子供を安心して産み育てられるまちにしていきたいとの考えから、福祉医療制度につきましては、合併時より県制度では未就学児童としているところを小学生までを対象として福祉医療を拡充し、助成を行ってまいりました。

先般、県では少子化対策を県の重要課題の一つとし、福祉医療制度の拡充について各市町村の意向調査を行っております。その中で、現在、県制度での助成対象年齢をどう考えるか、所得制限、あるいは自己負担等についての市の考え方について回答しております。

市では、対象年齢については中学校まで拡大して欲しいこと、所得制限については現在の県の所得制限を緩和していただきたいこと、現在県では自己負担上限額を1,000円としておりますが、市では無料としていることから自己負担額については廃止してほしいとの回答をしております。

また、現在の福祉医療制度は補助金の補助率が2分の1となっていることから、福祉医療制度を拡充するのであれば補助率を60%程度まで引き上げていただくよう要望しております。

県では、福祉医療の充実について、来年8月開始を念頭に作業をしたいとしており、県内市町村の意向調査を踏まえ、最終調整を行っていると同っておりますが、明確な対象年齢、所得制限、一部負担等についての方針が現段階では示されていない状況であります。この後、県の方針が示され次第、お知らせいたします。

次に、中学校までの医療費の無料化につきましては、市が実施している多様な子育て支援サービスを後退させないことが重要であり、これまで現行制度維持に努めてまいりましたが、先程申し上げましたとおり、現在、県において福祉医療の年齢の拡大が検討されておりますので、県の方針が決定次第、市の対応を協議してまいります。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 県の方はまだまだ具体的なアンケート結果に対する方向性が定まっていないというふうな、今後出た場合には報告というふうなことで了解しました。

県がやろうとやらなくとも、是非中学校までの無料化を実施したらと、踏み切ったらというふうなことをお話しましたが、県の対応、動向を見たいというふうなことで、単独では中学校まではやらないというような、そうしたふうに受け止めたわけではありますが、中学生が全てこの医療機関受診したとしまして、この現在の小学生までの医療費の市の単独拡大分、これをスライドしましても、大体5,892万円で中学生に対応できるというふうに試算しております。子供の数は年々減少しまして、市単独の無料化拡大を実施したこの平成18年度と比べて、この5年間に小学生で672人、中学生

で428人、合わせて1,100人が減少しているんですね。それで、この減少は今後も残念ながら続くのではないかというふうに思うわけです。また、中学生になれば一般的に病院へのこの受診機会というふうなのは大幅に減少すると思われております。こうしたことを考えますと、中学校卒業まで医療費無料化を踏み切ったとしても、最初に述べた5,892万円という、約6,000万円の予算よりも大幅に下回った予算で十分対応が可能だと私は思います。いろいろ若者の雇用環境、賃金など生活基盤の悪化が進む中で、結婚し、子育て、教育に携わる上では、経済的な問題をはじめとしてたくさん問題があるこうした社会の中で、病気という不測の事態である子供の医療費も、これはやっぱり今の若者の経済的側面で手助けするという立場からすれば、中学生医療費無料化までを踏み切ることは、大変意義あるものだと思いますので、もう一度ちょっと答弁をいただきたい、前向きな答弁を是非ともいただきたいものだと思います。よろしくお願いします。

○議長（鎌田 正君） 再質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） この子育ての関係については、大変厳しい財政状況の中ですが、扶助費という面では非常にある面では我々財政的には重荷になる部分であります。ただ、やっぱりやらなければならないことはやろうということで、議会の皆様からのご賛同いただいて、できるだけ対応を限られた財源の中でやってきたつもりであります。ですから、最大限の答弁しているんですけれども、まだだめでしょうか。それで、この問題なんですけれども、私は何人かの首長仲間とも話していますけれども、やっとならば県が本腰でこの子育て支援、その医療保険関係も含めて、こういう概念で県全体として、県民全体がこのあるレベルまで同じ水準にしようという、もちろん県が相当の持ち出しがあるわけですが、そういう考え方を出示していただきましたので、どこかでまとめていただかなきゃならないわけですが、それぞれのやっている市町村によっては、持ち出しが大きくなるどころ、あるいは我々はもうそういうことを見越して、かなり高いレベルでやってきましたので、かえって持ち出しが少なくなるかもわかりません。けれども、その議論をしてしまいますと、この制度というのは私はまとまらないのではないかと思います。そういう意味で、我々としてははっきりこういうレベルの問題についてはこうですよというアンケートに回答させていただいて、県がもう少し、もうひと踏ん張り、5割補助とかじゃなくて6割ぐらい出す気持ちでどうでしょうかということをしているところでもあります。少なくともこの部分については、私は全県の…ここは難しいところです。

けれども、生まれてからある、大体小学生あたりまでのところは、一定の医療関係のところはそろそろやうであります、中学あたりまでいきますと、やはり少し対応が遅れてきた町村の場合は非常にやっぱり難しいと。そうすると全体がまとまらなくなるということでもありますので、何とか、中学まで何とか私たちはやりたい、やれるというふうな財政的な計算もしてのあれですけど、そこをあんまりあれしてしまいますと、費用負担が持ち出しが大きくなる町村はこれに対してははっきり言って反対だと、県の考え方に反対だというところが結構あります。それを何とかまとめていかなきゃならないので、まずできるレベルのところで、まず統一しようということが私、何人かの首長とはそういう話をしております。それでひとつご勘弁願います。

○議長（鎌田 正君） 次に、4番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 質問の最後に、太田診療所の法人化についてお尋ねいたします。

先の後藤議員が質問したことの内容と、ちょっと別の立場からの質問になろうかと思っておりますので、是非お聞きいただきたいと思います。

長年、公立診療所として地域医療を支えてきた太田診療所の法人化が進められております。太田診療所の経営の現状と法人化計画から見て、法人化が本当に正しい判断と言えるのかどうか、私見を述べて見解を伺いたいと思います。

太田診療所は、1人の医師と週一の検査応援医師の努力によりまして、一日の患者数、診療収入とも漸増してきております。しかし、この体制や地域住民等の人口等を考えますと、将来とも一日当たりの患者数は現在の患者数で推移するものというふうに思われます。約90人から97、8人、100人弱というふうなところで推移するものと思われます。

また、診療収入の6割は老人医療収入でありますので、診療報酬が低く抑えられている老人医療費のもと、全体の診療収入が現状より大幅に増えるとは思えません。こうしたもとで法人化しようとしているわけではありますが、医療法人の経営予測というものが出されておりますので、それを見ましても、将来的にも9%にも及ぶ補助金がなければ採算がとれず、赤字となるというそういう状況の予測を立てております。

また、職員の待遇保証が切れる10年後には、大幅な人件費抑制を図る必要に迫られ、理事でもあります医師、そして看護師の待遇の悪化は必至だと私は思います。

このような状況が予想されますけれども、これで本当に地域医療が守れるのだろうか

というふうに私は疑問に思うのです。農山村地域において住民と社会福祉の要請に応え、様々に受診・診療環境を整え、もって地域医療を守る上では、私はやっぱりこの長年続いた直営診療所、この形態を続けることが望ましいのではないかというふうに思うのであります。太田診療所の経営実態から見まして、法人化というふうなのは、今、拙速というふうに思えるものですので、是非とも私の考えに対する見解でもいいですので、所見をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田 正君） 4番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 質問の、太田国保診療所の法人化についてであります。

今日、後藤議員にもご説明申し上げておりますので、重複しない形でご説明申し上げたいと思います。

太田国保診療所の経営改善につきましては、経営改善計画を策定し取り組んできたところであり、法人化につきましても診療所長とたびたび協議を重ねてまいりましたが、診療所長も法人化については積極的な意向であります。

こうした協議を踏まえ、引き続き太田国保診療所が東部地域の医療を担っていくよう、また、法人に運営を移行したことによる住民不安の解消と、法人経営ができるだけ早く安定するように医療法人への出資や医療法人役員に市から就任することとしたものであります。

また、法人化後の営業予測につきましては、議員はこの点ご心配されているようですが、医療費の予測が極めて難しいところはあると思いますが、試算に当たっては収入が過大とならないよう過去5年間で最も患者数の少なかった平成20年度をベースとしておりますので、この予測にはそれほど狂いはないものと思っております。

○議長（鎌田 正君） 再質問はありませんか。はい、佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 いずれ経営の安定のためには法人化するという方向で進めてきたこと、そして所長も法人化に積極であるというふうな答弁、いろいろ経営予測では診療収入の一番少なかった平成20年度を参考にした予測を立てているというふうなことで心配はないんじゃないかというふうな話もありましたけれども、私はやっぱりああいう地域の中で人口減、高齢化、農山村医療、こういうふうなものをしっかりと支えて続けていく、しかし現状はやっぱりここ、柳田先生がおられなくなってからのこの経営が、ほとんど赤字状態というふうなことであったわけですが、やっぱり20

年度に経営の改善の方向を、先程の後藤議員の質問に答弁されておりましたが、経営の改善について診療所長とも相談をしましたが、医師の増員を是非とも求めるというふうなことがあった。そして2名のお医者さんが配置されて診療を行ってきましたが、法人化のために1名でなければだめだというふうなことで1名にしたというふうな話がさっき答弁でありましたね。というふうなことでありました。それで、そういうふうなのを考えますと、ああいう山村での診療を本当に経営安定させていくというなのは、いわゆる刻々と変わる地域の住民の医療需要にどうやって応えていくのか、そのためには例えば高齢者が多い内科の診療、あるいは関節、腰、肩、こうしたところの整形的なこの治療を大いにやるのかというふうなことなども経営に相当影響するわけですが、そういう意味で先生の法人化に向けて1人体制にしたというふうにしていくのは、非常にこの経営改善をしようとしている先生方の考え方の腰を折ったのではないかと、厳しい言い方をすればそういうふう思うわけです。

そして、法人化計画で示されておりますとおり、先生に無償譲渡するものは消耗品だけでありまして、ほかの施設管理、あるいは除雪も含め、入院棟の改築、高額な医療の機器、こういったものを全て補助金も含めて市がやっていくことになっているわけですので、法人化したとしても施設、設備、管理は、これまでと同様に市が行うことには変わらないんじゃないかというふうに思うわけです。ただ変わっているのは、この診療と経営に直接携わる医師、看護師、事務職員という職員を法人化職員として、はっきり言えば人件費の将来的には大幅な削減につなげようとしていること、それから、経営が法人化になるというふうなことは、直営のように私たち議員や、また、市民の間から診療の内容や経営の中身に深く関与するというふうなものができなくなるという、これがやっぱり地域医療を住民にあわせて守っていくのかどうかの大変障害になるというふうに思うわけです。そういう意味から是非とも法人化しても管理内容を市が大方のところ行っていくわけですので、是非やっぱりこの市の直営としてやっていった方がいいのではないかというふうなことで、法人化はいま一度見直した方がいいのではないかというふうなことを申し上げたかったわけでありますので、市長のお考えを再度お聞きしてこの質問を終わりにしたいと思います。お願いします。

○議長（鎌田 正君） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 市長並びに市の考え方については、協議会含めましてご説明しているとおりであります。議員と若干観点が違う部分がありますけれども、議員がご心配

される点についても、まだいろいろ協議の場、常任委員会等でも協議をお願いしたいなと思いますが、ただ、基本的に違う点だけは指摘しておかなければならないと。経営の安定のためとかそういうことではなくて、私どもはその地域医療をどうやっていけば守れるのかということから入っています。今回のお医者さんにつきましても、地域医療をやりたいという志のある方と私は出会いまして、一人の方と出会いましたら、もう一人仲間がいるというので、そこから始まっております。やる、それを地域医療をどうやってやっていくかということになりますと、私の知り合ったお二人のお医者さんでは、直営の診療所というのは非常に制約が多いと、物事やるについても。しっかりした仕組みであれば、むしろ医療法人の方が医師の経営に対する考え方、あるいは地域に対する考え方、はっきりその医療法人としての方針の中でスタッフも動くと、こういう前提でないとなかなか経営というのは軌道には乗らないだろうと、そういう方たちとの私はめぐり会いました。そういうところで我々は、まだ若い先生たちですので、そこにやはり、そこで一緒になってやっぱり考えることによって、新しい形の地域医療というのを実現できるんじゃないかというふうな考え方で今まとめております。議員おっしゃるようないろいろ心配あるかと思います。ただ、大きい病院でも地域医療を担っているところは、必ずしも県立、市立病院ではなくて、公的な病院であったり、いわゆる今、社会的という言葉がついたりするところがありますけれども、医療法人であったりしたところでも、その医療機関の考え方でしっかり地域医療を担っていつてくれるところも実際あるわけありますので、我々はこういう形でお医者さんとめぐり会って、まだ若いお医者さんたちですので、これからも様々なお付き合いできるとすれば、こういう形の中で次のお医者さんの確保の問題であるとか、そういうルートというものも一つあるのではないかなと私は思っております。国保診療所等でお医者さんが東京へ帰るとかいろんなことでポンと空いた場合、今回も県内でありますけれども、手段とすれば県に頼んだり、あるいはインターネットで広告出したり、それしか今、手がないわけありますので、我々はむしろそういう地域医療の志のあるお医者さんのネットワーク、そういうものを活用しながら、太田を含めた東部地区のこの診療所の問題を、法人としてできるだけお医者さんたちの、法人の自由度が働くような形で、そこに一定の公的な参加はしていきますけれども、そういう中でひとつ地域医療というものを継続させたいなというそういう考え方でこういう計画を出させていただきましたので、常任委員会等でひとつご議論をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田 正君） これにて２番佐藤文子君の質問を終わります。

○議長（鎌田 正君） 日程第２、議案第２２４号から日程第２１、議案第２４３号までの２０件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第２２４号から議案第２４３号までの２０件は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田 正君） 次に、日程第２２、陳情第３４号から日程第３１、陳情第４３号までの１０件を一括して議題といたします。

本１０件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田 正君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、１２月１５日から１２月２０日までの６日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正君） ご異議なしと認めます。よって、１２月１５日から１２月２０日までの６日間、休会することに決しました。

○議長（鎌田 正君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る１２月２１日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でございました。

午後 ２時４９分 散 会

